

観光立国推進閣僚会議の検討の方向

平成25年5月22日

国土交通大臣 太田昭宏

- 本年、「訪日外国人旅行者1000万人」の目標を達成し、さらに、将来的には「2000万人」の高みを目指す。
- 将来的に「2000万人時代」を迎えることができれば、経済社会や国際交流の現状に大きな影響を与え、我が国の「景色」が大きく変わる。
- そのため、既存の発想にとらわれない取組が必要。

2000万人の実現に向けた方向性

- 日本ブランドの作り上げと「強み」の発信
- ビザの要件緩和をはじめとした訪日障壁の撤廃
- 観光地域の広域連携の強化、新たな魅力の発掘
- 外国人旅行客がストレスなく移動・滞在できる環境の実現
- 世界的なスポーツ大会の開催
- 国際会議の戦略的誘致・ビジネス客の積極的受入 など

訪日外国人旅行者 2000万人達成

- 観光収入でアジアのトップクラスに
- 外国人が日本各地至るところに訪問
- スポーツ・文化発信の中心国に
- 人と投資が集中アジアNo1の国際会議開催国へ

2013年 訪日外国人旅行者 1000万人達成

観光立国推進閣僚会議

5月20日
ワーキングチーム
中間とりまとめ

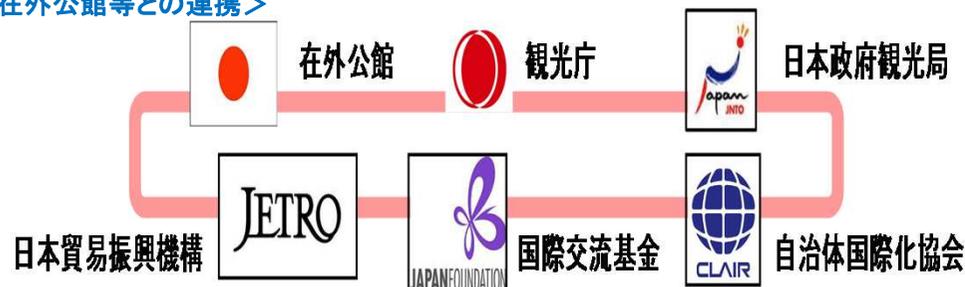
2013年6月
アクション・プログラム策定
⇒政府一体となった取組の推進

- 自然・食・伝統文化から清潔・安全まで、我が国が誇るべきコンテンツを民間目線、外国人目線でデザインし、日本ブランドとして作り上げ、いかにプレゼンテーションしていくかが重要。
- これまでバラバラに行われていたビジットジャパン、クールジャパン等の取組について、政府全体で共同して計画を作成し、海外に発信。
- さらに、海外のテレビ番組枠の確保などにより、我が国コンテンツの継続的な海外発信を促進。

オールジャパン体制による連携の強化・拡大

- 従来の外務省・在外公館、観光庁・日本政府観光局（JNTO）の間の連携に加えて、関係省庁、日本貿易振興機構、国際交流基金、自治体国際化協会等において、日本ブランドの発信について、関連するイベントカレンダーの共有等を通じて、共同・連携事案の計画を作成し、実施。

<在外公館等との連携>



クールジャパンと一体となった日本ブランドの発信

- 関係省庁（観光庁・経済産業省・総務省）と民間企業が連携し、日本ブランド向上及び訪日の魅力を伝える関連コンテンツの継続的海外発信を促進。

(例)

- ・日本関連コンテンツのローカライズ・プロモーション支援、テレビ番組の国際共同制作。
- ・株式会社海外事業開拓支援機構（仮称）等を通じた、海外テレビ番組枠の確保、海外で日本関連のコンテンツ放送等を行う「ジャパン・チャンネル」への支援、「ジャパンモール」の海外展開への支援。



テレビCM(イメージ) 機内映像
<映像プロモーション> -3-

- 年内のできるだけ早期に、ASEAN諸国からの観光客に対してビザ要件をさらに緩和。また、外国人の長期滞在を可能とする制度導入を検討。
- オープンスカイの戦略的な推進、LCCの参入促進等による航空ネットワークの充実、ビジネスジェットの受入の改善。
- 外国語放送、両替の有無など、外国人が利用しやすいホテル・旅館の設備やサービスについての情報提供の仕組みを初めて導入。

ビザ要件の緩和

- 日・ASEAN友好協力40周年を契機として、治安への十分な配慮を前提としつつ、年内のできるだけ早期に、ASEAN諸国からの観光客に対して、ビザ要件の緩和をさらに進める。

<ASEAN主要5カ国における日本と韓国の査証制度(観光目的)の比較>

旅行者の国籍	日本政府の対応	開始年	訪日旅行者数	韓国政府の対応	開始年	訪韓旅行者数
タイ	数次ビザ	2012年	約26万人	免除(90日以内)	1981年	約39万人
マレーシア	数次ビザ	2012年	約13万人	免除(90日以内)	1983年	約18万人
インドネシア	数次ビザ	2012年	約10万人	数次ビザ		約15万人
フィリピン	一次ビザ		約9万人	数次ビザ		約33万人
ベトナム	一次ビザ		約6万人	数次ビザ		約11万人

※色塗り部分は、日韓で差がある部分

利用しやすい宿泊施設の周知

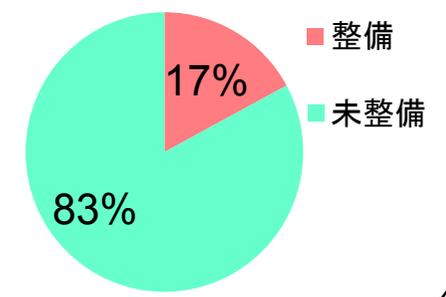
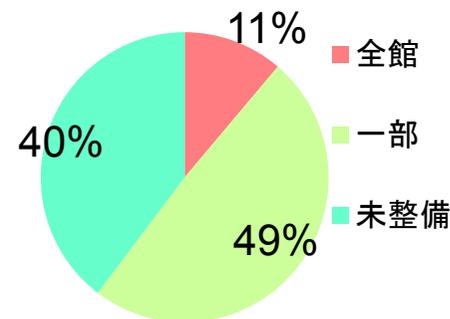
- ホテル・旅館等の宿泊施設について、外国人が利用しやすい設備やサービスについての情報提供の仕組みの導入・普及を図る。

(例)無料公衆無線LAN環境、外国語テレビ放送、多言語化対応、両替・クレジットカード利用等

<宿泊施設における無料公衆無線LAN環境と外国語放送の整備状況>

・宿泊施設での無料公衆無線LAN環境の整備状況

・宿泊施設での外国語テレビ放送受信設備の整備状況



出典：観光庁調べ（2012年8月 調査）-4-

- 国際会議参加者やVIPなどを対象とした空港でのファーストレーンの導入などにより、出入国手続を迅速化。
- 多言語対応を強化するため、美術館・博物館、自然公園、観光地、道路、公共交通機関等における外国人目線に立った共通のガイドラインを策定。
- エコツーリズム、グリーンツーリズム、インフラツーリズム、文化観光、医療と連携した観光等、ニューツーリズムの創出を促進。

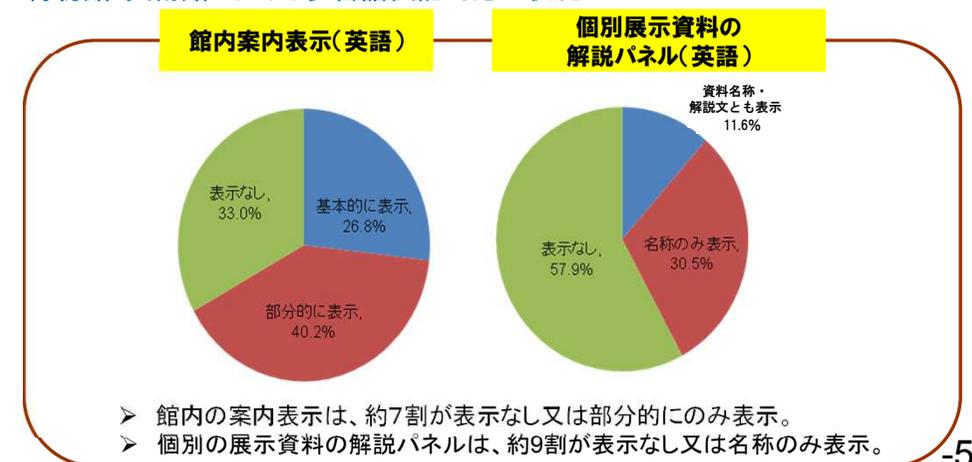
出入国手続の迅速化・円滑化

- クルーズ船入港時の入国審査手続の迅速化・円滑化を図るため、可能な航路の大型クルーズ船について、海外臨船審査の実施並びに自治体及び港湾管理者の協力等による新たな方策を検討。
- 国際会議参加者やVIPなどの空港での出入国手続の迅速化を図るため、所要の出入国手続の要員等が確保されること等を前提に、これらの者を対象としたファーストレーンを導入。
- 空港での出入国手続の迅速化を図るため、自動化ゲートの利用を促進。
- 新規来日外国人の出入国審査の迅速化を図るため、国際連携によることも含め、出入国管理上のリスクが低い者を「信頼できる渡航者」として特定し、それらの者を自動化ゲートの対象とする等の新たな枠組みを構築することについて検討。

多言語対応の改善・強化

- 美術館・博物館、自然公園、観光地、道路、公共交通機関等において、共通のガイドラインの策定により、多言語対応の改善・強化を図り、取組の評価を実施。

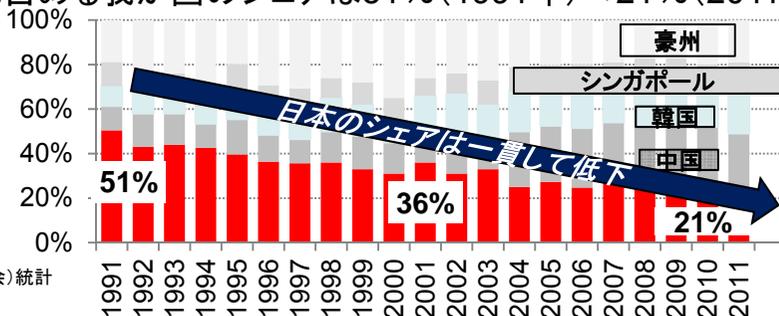
<博物館・美術館における多言語表記対応の状況>



- 国際会議等（MICE）の誘致ポテンシャルが高い都市を、誘致能力・体制・受入環境において世界トップレベルのMICE都市に育成。
- 各府省庁の所管分野の学会・民間企業・団体に対して日本へのMICE誘致・開催を働きかけ。

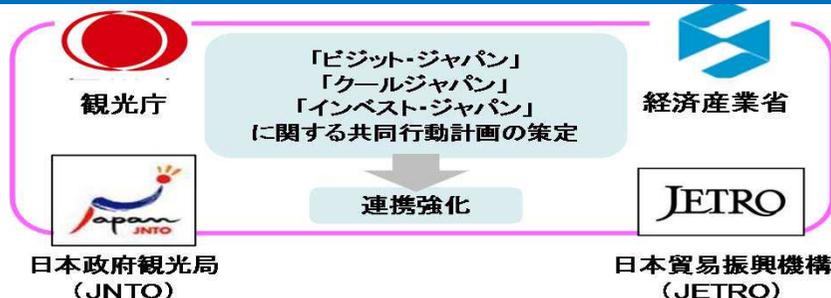
国際会議開催件数における日本のシェア推移

- 主要5ヶ国（日本、中国、韓国、シンガポール、豪州）の国際会議開催件数に占める我が国のシェアは51%（1991年）→21%（2011年）と減少。



※ICCA(国際会議協会)統計
より観光庁作成

関連機関協働による日本への訪日・投資の促進



国を挙げた一体的なMICE体制の構築・受入環境の整備

- 誘致ポテンシャルが高い都市に対して、潜在需要の掘り起こしや、海外MICE専門家の知見等を活用したマーケティング能力向上を図りつつ、世界トップレベルのMICE都市を育成する。
- 海外のキーパーソンやナレッジを日本に呼び込むツールとしてMICEを戦略的に活用し、ビジネス・イノベーションを振興。
- 産業界・大学等の有力者を「日本の顔」としたMICE誘致体制を構築する等、産業界や大学等との連携体制を整備し、オールジャパンの視点による誘致を促進する。
- 文化施設や公共空間等のユニークベニューを用いたイベント開催の活性化を図るため、協議会を設置して施設利用の円滑化を図る。



【フランスの事例】
ルーブル美術館
を利用してレセプションを開催。



科学技術イノベーション総合戦略 の検討状況等について



平成25年5月22日

内閣府特命担当大臣(科学技術政策)

山本 一太

科学技術イノベーション総合戦略(原案) 概要 (1/5)

科学技術イノベーション立国を目指して(第1章)

総合戦略策定の必要性

【背景】我が国は、人口減少や少子高齢化の急速な進行、地球環境問題等の難題が山積しているが、現下の最大かつ喫緊の課題は「経済再生」
→これらの課題の克服のために、**科学技術イノベーションに期待される役割は増大**

「科学技術イノベーション総合戦略」の策定

- ✓ 我が国の将来あるべき社会・経済の姿とは
- ✓ その実現のために克服すべき課題とは
- ✓ 科学技術イノベーションは何が貢献できるのか

総合戦略の基本的考え方

- ①科学技術イノベーション政策の全体像を含む長期ビジョン+短期行動プログラム
- ②課題解決型志向の科学技術イノベーション政策の包括的パッケージ
- ③産官学連携の役割分担、責任省庁を明示し、予算・税制、規制改革等の様々な政策を組合せ

2030年に実現すべき我が国の経済社会の姿

◆ 世界トップクラスの経済力を維持し、持続的発展が可能となる経済

◆ 国民が豊かさと安全・安心を実感できる社会

◆ 世界と共生し人類の進歩に貢献する経済社会

科学技術イノベーション政策推進のための3つの視点

- スマート化
- システム化
- グローバル化

科学技術イノベーション総合戦略(原案) 概要 (2/5)

科学技術イノベーションが取り組むべき課題 (第2章)

I. クリーンで経済的なエネルギーシステムの実現

重点的課題

- クリーンなエネルギー供給の安定化と低コスト化
- 新規技術によるエネルギー利用効率の向上と消費の削減 等

主な取組(例)

- 浮体式洋上風力発電、火力発電の高効率化
- 燃料電池の開発 等

II. 国際社会の先駆けとなる健康長寿社会の実現

重点的課題

- 健康寿命の延伸
- 次世代を担う子どもの健やかな成長 等

主な取組(例)

- がん等の革新的予防、診断、治療法の開発
- 医薬品、医療機器分野の産業競争力強化 等

III. 世界に先駆けた次世代インフラの構築

重点的課題

- インフラの安全・安心の確保
- レジリエントな防災・減災機能の強化 等

主な取組(例)

- インフラ補修、更新技術の開発
- インフラ耐震性等の強化技術の開発 等

IV. 地域資源を'強み'とした地域の再生

重点的課題

- 科学技術イノベーションの活用による農林水産業の強化 等

主な取組(例)

- ゲノム情報を活用した新たな育種技術の開発
- IT・ロボット技術等による生産システムの高度化 等

V. 東日本大震災からの早期の復興再生

重点的課題

- 住民の健康を災害から守り、子どもや高齢者が元気な社会の実現
- 災害にも強い次世代インフラの構築 等

主な取組(例)

- 被災者に対する迅速で的確な医療の提供と健康の維持
- 津波発生情報の迅速かつ的確な把握 等

科学技術イノベーション総合戦略(原案) 概要 (3/5)

科学技術イノベーションに適した環境創出 (第3章)

○第2章における経済社会の課題を解決する取組をより効果的なものとし、迅速にイノベーションを創出するための基盤を整備するため、以下の課題について、重点的に取り組む。

イノベーションの芽を育む

- 企業と大学・研究開発法人で多様な人材がリーダーシップを発揮できる環境の構築
- 大学、研究開発法人を国際的なイノベーション・ハブとして強化
- 競争的資金制度の再構築

イノベーション・システムを駆動する

- 産学官の連携・府省間の連携の強化
- 人材流動化の促進
- 研究支援体制の充実

イノベーションを結実させる

- 新規事業に取り組む企業の活性化
- 規制改革の推進
- 国際標準化・知的財産戦略の強化

科学技術イノベーション総合戦略(原案) 概要 (4/5)

総合科学技術会議の司令塔機能強化 (第4章)(1/2)

(1) 科学技術予算編成の主導

①政府全体の科学技術関係予算の戦略的策定

- ・総合科学技術会議の下に関係省庁等幹部で構成する「科学技術関係予算戦略会議」(仮称)を設置
※各省庁が予算要求の検討を開始する段階から、政府全体の研究開発課題や予算の重点化や一貫通貫の取組の実現に向けた総合調整を行い、産学官によるイノベーション創出に向けた取組を促進

②イノベーション推進のための府省横断型のプログラムの創設

- ・重要課題の解決のための取組に対して、府省の枠にとらわれず、総合科学技術会議が自ら重点的に予算を配分する新たなプログラム(重点的科学技術イノベーション創造プログラム(仮称))を創設
- ・枠組み(スキーム)(P)

③最先端研究開発支援プログラム(FIRST)の後継施策の新たな展開(P)

- ・我が国の研究力の向上につながる先端研究を推進するため、FIRST及び平成24年度補正及び平成25年度予算において新たに手当てされた諸事業(リーダーの顔の見える大規模研究展開を支援する(独)科学技術振興機構の新技术シーズ創出事業、これまでの成果の実用化を支援する官民イノベーションプログラム等)をしっかりと活用
- ・過去の概念を覆すようなイノベーション創出を促進するため、以下のような方式の支援策が重要であるとの指摘もあり
 - a)必ずしも確度は高くないが成功時に大きなインパクトが期待できるようなハイリスク・ハイインパクトの革新的研究への迅速かつ大胆な支援を行う方式(DARPA型)
 - b)FIRSTの成果をさらに展開させ、事業化への橋渡し(リスクマネーの供給等)も包含し、イノベーションにつなげる方式
 - c)学から産へ一時的に移籍することにより産学の連携を強め、イノベーションにつなげるとともに、頭脳循環をさらに促進させる方式
- ・このため、……………(P)

科学技術イノベーション総合戦略(原案) 概要 (5/5)

総合科学技術会議の司令塔機能強化 (第4章)(2/2)

(1) 科学技術予算編成の主導

④プログラムの実施責任体制の構築

- ア)PD(プログラムディレクター)等を通じたプログラムの統括
- イ)ガバニングボードの設置

(2) 事務局体制の強化

- ①事務局の人員体制の強化
- ②調査分析機能(シンクタンク)の強化

(3) 総合科学技術会議の活性化等

- ①総合科学技術会議の活性化
- ②定期的な政策対話等の実行



海外で活躍する日本人研究者【報告】

○平成25年4月29日 米国国立衛生研究所(National Institutes of Health)を訪問

○意見交換の主な内容

①ゴッテスマン副長官とNIHの運営体制、予算配分方法等について意見交換

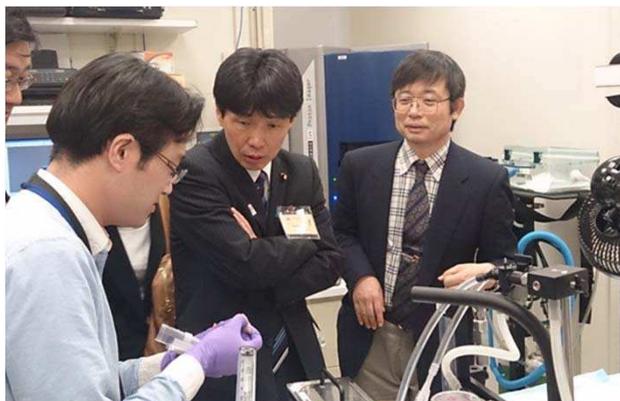
私(ゴッテスマン)の責務は最高のアイデアを実際のものにするために、研究環境を整備すること。NIHに恋して、決して去りたくないと思わせることだ。

②小林久隆主任研究員との意見交換 <なぜ米国なのか?>

優秀な頭脳を惹きつける自由な研究環境が魅力!

- ・自分のアイデアをそのまま実行。ラボの設計も自由。(医学の研究室というより工学の研究室)
- ・日本はPMDA(医薬品医療機器総合機構)と倫理委員会の二本立て
→米国と比べ、時間がかかる。(すぐに患者に使いたい!)

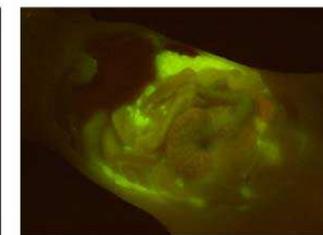
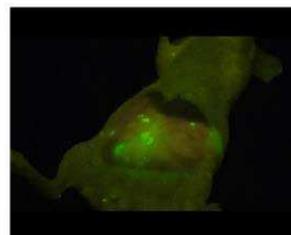
米国にいても日本に貢献したい!



CCR癌研究センター
小林久隆 ラボ視察

【小林久隆主任研究員の主な研究開発成果】

- ・スプレーするだけでがん細胞が光り出す蛍光試薬を開発(2007年)
- ・正常細胞を傷つけずに癌細胞のみを殺す分子標的放射線療法(2011年)
- 分子標的放射線療法(2011年)は、2012年オバマ大統領の一般教書演説で取り上げられた。



1. 日本経済再生本部・産業競争力会議

◆第1回日本経済再生本部(1月8日開催)

○山本科学技術政策担当大臣におかれては、今後、この本部と総合科学技術会議と、この2つが密接に連携することにより、省庁横断的なイノベーション政策の推進体制を作って頂きたい。

◆第3回日本経済再生本部(1月25日開催)

○内閣府特命担当大臣(科学技術政策)は関係大臣と協力して、課題解決志向を重視した研究開発を推進する科学技術・イノベーション立国を実現するため、総合科学技術会議の司令塔機能の抜本的強化を図ること。これにより、世界で最もイノベーションに適した環境を整え、世界から最高水準の人材が集積するような社会を実現すること。

◆第3回産業競争力会議(2月26日開催)

○総合科学技術会議の司令塔機能について、省庁縦割り打破を図るため、権限、予算両面においてこれまでにない強力な推進力を発揮できるよう、その在り方を含め、抜本的な強化策の具体化を山本科学技術政策担当大臣にお願いしたい。

◆第6回産業競争力会議(4月17日開催)

○総合科学技術会議が司令塔機能を発揮して、イノベーションにより解決を図る重要な国家的課題に、重点的に政策資源を配分する、府省横断型の研究開発プログラムの創設を検討していく。

2. 総合科学技術会議

◆第107回本会議(3月1日開催)

○本会議では、有識者議員から御提案のあった次の3点を、今年半ばまでに集中的に審議し、結果をまとめて頂きたい。第1に、科学技術イノベーション政策の全体像を示す長期ビジョンや短期の行動プログラムを含む「科学技術イノベーション総合戦略」を策定して頂きたい。第2に、日本経済再生本部と連携して、成長戦略に盛り込むべき政策を、科学技術イノベーションの観点から検討して頂きたい。第3に、総合科学技術会議の司令塔機能について、権限、予算両面でこれまでにない強力な推進力を発揮出来るよう、抜本的な強化策を具体化すべく検討して頂きたい。

◆第108回本会議(3月28日開催)

- 成長戦略の策定の為に、次世代インフラとエネルギーの2分野について、議論をスタートして頂く。インフラは、国民生活や経済活動を支える重要な基盤である一方、その多くで今日老朽化が進むなど、早急な対応が求められている。また、エネルギーについても、国際価格の高騰等我が国を取り巻くエネルギー事情が中長期的に厳しさを増している中で、安全で効率的かつ低廉なエネルギーの確保は、今後の経済社会の成長と安定にとって極めて重要である。こういった課題を解決して、大きく成長に繋げていく為に、両分野においてコアとなる科学技術イノベーションとは何か。閣僚や有識者議員の皆様で議論をして、まとめて頂く。
- こうした提言が絵に画いた餅とならない為にも、総合科学技術会議の機能強化策について、権限そして予算の両面においてこれまでにない強力な推進力を発揮出来るよう、引き続き具体化の努力をお願いする。

(参考) 総理指示・発言(抄)②

◆第109回本会議(4月17日開催)

- イノベーションを推進していく司令塔である、この総合科学技術会議に策定をお願いしている科学技術イノベーション総合戦略は、我が国のイノベーション政策のいわば「骨太の方針」となる重要なパッケージである。
- 成長戦略の策定の為に、地域資源と健康長寿の2分野について、審議をお願いしたい。地域資源については、各地域で人口減少や少子高齢化が進行して、活力が減退をしている中で、科学技術イノベーションの力を駆使して、地域の資源を如何に活用し、地域の「強み」へと転換させていくのか。健康長寿については、高齢化が進む中で、世界最高水準の医療介護を可能にし、国民が健やかに幸福な人生を全う出来る社会を実現するような科学技術イノベーションをどう引き起こすか、閣僚の皆様や有識者議員の皆様に議論をして頂き、そして取りまとめて頂きたい。

◆第110回本会議(4月23日開催)

- 産業競争力会議において、府省横断型の研究開発プログラムの創設の検討指示を致した。このプログラムの制度設計は、その対象や配分の仕組みを含めて、総合科学技術会議で行う事になる。つまり、権限と予算と、そして責任を皆様に負って頂くという事になる。又、関係閣僚の皆様にも、御協力をお願いしたい。
- 科学技術予算戦略の策定において、総合科学技術会議の主導の下、関係省庁が、企画段階からより深く関与をし、責任を持って実行して頂きたい。
- 新たな科学技術イノベーション政策のいわば「骨太の方針」である、科学技術イノベーション総合戦略については、来月を目途に取りまとめたい。関係閣僚や有識者議員の皆様におかれては、本日行われた司令塔機能強化の議論も含め、引き続き議論を尽くし、とりまとめに向けて格段の御協力を頂きたい。
- 総合科学技術会議にて御議論頂いた、4分野に関する議論の内容については、今後策定する成長戦略に役立てて頂くよう、甘利経済再生担当大臣をお願いしたい。

◆第111回本会議(5月17日開催)

- 「科学技術イノベーション総合戦略」は、イノベーション分野における「骨太の方針」である。安倍内閣の新たな科学技術イノベーション政策の姿を国民に実感してもらえるようなものを作っていただきたい。成長戦略への組み込みに向けて、各位の特段の御協力をお願いしたい。
- 前回の会議でお願い致した、府省横断型の研究開発プログラムの枠組みについて、関係閣僚におかれては、早急にその成案をまとめていただきたい。

1 グローバル化に対応した教育環境づくりを進める

- ①徹底した国際化を断行し、世界に伍して競う大学の教育環境をつくる。
→海外大学の教育ユニット誘致。日本の大学の海外展開拡大。国際化を断行するスーパーグローバル大学(仮称)。今後10年で世界大学ランキングトップ100に10校以上ランクイン。地域社会のグローバル化を担う大学など
- ②意欲と能力のある全ての学生の留学実現に向け、日本人留学生を12万人に倍増し、外国人留学生を30万人に増やす。
→大学入試等におけるTOEFL等の活用。企業等との協力による留学支援の新たな仕組みの創設。ギャップタームにおける留学促進など
- ③初等中等教育段階からグローバル化に対応した教育を充実する。
→小学校英語の抜本的拡充(早期化、時間増、教科化、専任教員配置等)の検討。少人数教育。スーパーグローバルハイスクール(仮称)。国際バカロレア認定校の増(200校に)。
- ④日本文化の理解促進や特区制度の活用などによりグローバル化に的確に対応する。

- 大学の教育・研究機能を質・量ともに充実
- 平成29年までの5年間で「大学改革実行集中期間」に

2 社会を牽引するイノベーション創出のための教育・研究環境づくりを進める

- 国は、10～20年後を見据えた「理工系人材育成戦略」(仮称)策定。国・地方において、「産学官円卓会議」(仮称)設置。
- 大学発ベンチャー支援ファンド等への国立大学による出資を可能に。
- 体系的な博士課程教育の構築など大学院教育の充実。
- 初等中等段階の理数教育強化(専科指導、少人数教育、SSH等)。

3 学生を鍛え上げ社会に送り出す教育機能を強化する

- 学生の能動的な活動を取り入れた授業や学習法など教育方法を質的転換。学生の学修時間の増加、組織的教育の確立など教学マネジメントを改善し厳格な成績評価を行う。
- 大学・専門学校等は、地域の人材育成ニーズに応えた実践的な教育プログラムを提供し、国が支援。

4 大学等における社会人の学び直し機能を強化する

- 大学・専門学校等は、職業上必要な高度な知識や、新たな成長産業に対応したキャリア転換に必要な知識の習得など、オーダーメイド型の教育プログラムを開発・実施。
- 国は、大学・専門学校等で学び直しをする者や社会人受講者の数の5年間での倍増(12万人→24万人)を目指し、社会人への支援措置、事業主への経費助成を行う。

5 大学のガバナンス改革、財政基盤の確立により経営基盤を強化する

- 国立大学全体の改革工程を策定。年俸制の本格導入などの人事給与システムの見直し、運営費交付金の戦略的・重点的配分など。
- 学長・大学本部の独自予算の確保など、学長がリーダーシップをとれる体制整備。教授会の本来の役割の明確化など法令改正も含めたガバナンス改革。
- 大学の財政基盤の確立、基盤的経費のメリハリある配分。間接経費の30%措置。民間資金調達のための税制検討。
- 私立大学における建学の精神に基づく質の高い教育、全学的教育改革を重点支援。教育の質保証の総合的仕組みの構築。
- 学長、知事、産業界の代表等で構成する総理主催の「大学将来構想サミット」(仮称)を開催。

基盤

教育再生実行会議（5月22日開催）資料**これからの大学教育等の在り方について****（第三次提言素案）****はじめに**

教育再生は、個人の能力を最大限引き出し、一人一人が国家社会の形成者として社会に貢献しながら自己実現を図り、より良い人生を生きられる手立てを提供するという教育の機能が十分果たせるようにする改革です。その実現には、教育を集大成し社会につなぐ大学の役割は決定的に重要です。知識・情報・技術が社会のあらゆる領域での活動の基盤となる知識基盤社会にあっては、大学が担うべき役割が一層大きくなっており、その教育・研究機能を質・量ともに充実していく必要があります。

各国が高等教育を重視し規模を拡大する一方、日本は、国際的に見て社会人入学や外国人留学生が少ないなどの影響もあり大学進学率は低く、社会人の学び直しの機会も限られています。高等教育に対する公財政支出は、国際水準に比して低く、国私立間格差も大きい現状があります。また、大学のグローバル化の遅れは危機的状況にあります。大学は、知の蓄積を基としつつ、未踏の地への挑戦により新たな知を創造し、社会を変革していく中核となっていくことが期待されています。我が国の大学を絶えざる挑戦と創造の場へと再生することは、日本が再び世界の中で競争力を高め、輝きを取り戻す「日本再生」のための大きな柱の一つです。

大学の機能強化の取組に当たっては、国家戦略として中長期的展望に立ち、日本人としてのアイデンティティと幅広い教養を持ち、世界に打って出たり、外国人を迎え入れて交流したりすることのできる人材を育成していくことが重要です。このため、初等中等教育から高等教育までの一貫した取組、文理共通したりベラルアーツの充実、日本文化についての深い理解が求められます。また、「世界水準の教育研究の展開拠点」、「全国的な教育研究拠点」、「地域活性化の中核的拠点」など、大学教育の質・量の充実を図る中で、それぞれの大学が持つ強みを活かしつつ、大学の多様性や地域の特性を踏まえた取組が行われる必要があります。同時に、産学官の連携・協力を始めとする社会総がかりの取組が必要であり、国及び地方公共団体には産学官協働での人材育成プラットフォームづくりの推進が求められます。

このような考えの下、国家戦略として直ちに取り組むべき方策について提言します。政府においては、平成29年までの5年間を「大学改革実行集中期間」と位置づけ、速やかに具体的な政策立案に向けた検討を行い実行するとともに、進捗状況を定期的に検証し説明責任を果たしていくことを期待します。また、本会議としても、教育再生の観点から責任をもって進捗状況を確認し、提言の確実な実行を担保していきます。なお、高大接続や大学入試の在り方など大学改革に関する他の課題は、引き続き検討します。

1. グローバル化に対応した教育環境づくりを進める。

社会の多様な場面でグローバル化が進む中、大学は、教育内容と教育環境の国際化を徹底的に進め世界で活躍できるグローバル・リーダーを育成すること、グローバルな視点をもって地域社会の活性化を担う人材を育成することなど、大学の特色・方針や教育研究分野、学生等の多様性を踏まえた効果的な取組を進めることが必要です。国は、交流の対象となる地域・分野を重点化したり、日本の文化を世界に発信する取組を併せて強化したりするなど、戦略性をもって支援していくことが重要です。

①徹底した国際化を断行し、世界に伍して競う大学の教育環境をつくる。

- 日本国内において世界水準の教育を享受したり、日本人研究者が海外の優秀な研究者との国際共同研究を質・量ともに充実したりできるよう、国は、海外のトップクラスの大学の教育ユニット（教育プログラム、教員等）の丸ごと誘致による日本の大学との学科・学部・大学院の共同設置や、ジョイント・ディグリー¹の提供など現行制度を超えた取組が可能となるような制度面・財政面の環境整備を行う。
- 大学は、優秀な外国人教員の増員や教員の流動性の向上のため、年俸制を始め、教員の能力等に応じた新しい給与システムの導入を図る。また、日本人教員の語学力、特に英語による教育力を向上させ、英語による授業比率を上げる。外国人教員の生活環境の整備・支援（英語による医療、子どもの教育、配偶者の就労支援等）、大学事務局の国際化などトータル・サポートのための体制を整備する。
- 大学等は、外国の大学や現地企業等との連携により海外キャンパスの設置を進め、海外における魅力ある日本の教育プログラムの実施を図る。国は、日本の大学等の積極的な海外展開による国際連携を拡大するため、制度面・財政面の環境整備を行う。また、競争的資金²について、その特性に応じ、日本人の海外における研究活動の支援を促進できるよう努める。
- 国は、大学のグローバル化を大きく進展させてきた現行の「大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業（グローバル 30 事業）」等の経験と知見を踏まえ、外国人教員の積極採用や、海外大学との連携、英語による授業のみで卒業可能な学位課程の拡充など、国際化を断行する大学（「スーパーグローバル大学」（仮称））を重点的に支援する。国際共同研究等の充実を図り、今後 10 年間で世界大学ランキングトップ 100 に 10 校以上をランクインさせるなど国際的存在感を高める。

¹ 複数の大学の共同による学修プログラム修了者に対して授与される共同で単一の学位

² 資源配分主体が広く研究開発課題等を募り、提案された課題の中から、専門家を含む複数の者による科学的・技術的な観点を中心とした評価に基づいて実施すべき課題を採択し、研究者等に配分する研究開発資金

- 国は、各大学がグローバル化に対応した教育方針を策定・公表し、グローバルな視点から地域社会の発展を支える知的推進拠点としての役割を果たしていくための積極的な取組を支援する。
- ②意欲と能力のある全ての学生の留学実現に向け、日本人留学生を 12 万人に倍増し、外国人留学生を 30 万人に増やす。
- 大学は、大学入試や卒業認定における TOEFL 等の外部検定試験の活用、英語による教育プログラム実施等の取組を進め、学生に実践的英語力を習得させ、海外留学に結びつける。外部検定試験については、大学や学生の多様性を踏まえて活用するものとする。また、英語力の優秀な学生には更なる語学の習得も重要であり、例えば、東アジアにおけるグローバル化への対応として、実践的中国語等の習得を目指すことなども有用である。
- 大学は、海外の大学との交換留学や単位互換を進めるとともに、秋入学やクォーター制など国際化に対応した学事暦の柔軟化を図る。国は、大学における海外でのインターンシップの実施促進や単位認定の促進など、学生が海外で活躍するための取組を支援する。
- 国は、企業や個人等との協力による留学費用の支援のための新たな仕組みを、寄附促進の仕組みも含め創設し、秋入学など学事暦の柔軟化に伴うギャップターム等を活用した留学や海外での体験活動を含め、日本人学生・生徒の短期、長期の海外留学に対する支援を抜本的に強化する。また、地方公共団体においても、留学費用の支援に関し企業や個人からの多様な支援が得られるよう体制を整備する。
- 産業界及び国は、企業や国家公務員の採用において留学経験を有する学生を積極的に採用するとともに、秋入学等に伴う採用試験、資格試験の実施時期等の見直しを行う。また、採用後も意欲のある者が進んで留学できるよう、留学経験の積極的な評価を行うなど促進に努める。
- 優秀な外国人留学生の戦略的な受入れ拡大のため、国、大学等は、ワンストップで留学を可能とする海外拠点を整備し、入学手続きの共通化・簡略化を含め、渡日せずに入学許可や奨学金の支給決定をする仕組みを構築する。また、英語による授業、日本語教育、宿舍整備等の生活支援や優秀な外国人留学生の日本企業への就職支援を充実・強化する。国は、重点地域・分野の設定など国費留学生制度等を抜本的に見直し支援を強化する。企業は、優秀な外国人留学生の採用を積極的に行う。

③初等中等教育段階からグローバル化に対応した教育を充実する。

- 国は、小学校の英語学習の抜本的拡充（実施学年の早期化、指導時間増、教科化、専任教員配置等）や中学校における英語による英語授業の実施、初等中等教育を通じた系統的な英語教育について、学習指導要領の改訂も視野に入れ、諸外国の英語教育の事例も参考にしながら検討する。国、地方公共団体は、少人数での英語指導体制の整備、JETプログラムの拡充等によるネイティブ・スピーカーの配置拡大、イングリッシュキャンプなどの英語に触れる機会の充実を図る。

- 国は、英語教員の養成に際してネイティブ・スピーカーによる英語科目の履修を推進する。国及び地方公共団体は、英語教員がTOEFL等の外部検定試験において一定の成績（TOEFL iBT80程度等以上）を収めることを目指し、現職教員の海外派遣を含めた研修を充実・強化するとともに、採用においても外部検定試験の活用を促進する。

- 国は、グローバル・リーダーを育成する先進的な高校（「スーパーグローバルハイスクール」（仮称））を指定し、外国語、特に英語を使う機会の拡大、幅広い教養や問題解決力等の国際的素養の育成を支援する。国は、国際バカロレア認定校³について、一部日本語によるディプロマ・プログラム⁴の開発・導入を進め、大幅な増加（16校→200校）を図る。国及び地方公共団体は、高校生の海外交流事業や短期留学への参加を積極的に支援する。日本人学校において、現地の子どもを積極的に受け入れ、日本語教育や日本文化理解の促進に努める。

④日本文化の理解促進や特区制度の活用などによりグローバル化に的確に対応する。

- 日本人としてのアイデンティティをもってグローバル化に対応するため、初等中等教育及び高等教育を通じて、国語教育や我が国の伝統・文化についての理解を深める取組を充実する。国は、海外の大学に戦略的に働きかけるなどして、海外における日本語学習や日本文化理解の積極的な促進を図る。

- 大学等の教育機関、地方公共団体が本提言に示すようなグローバル化に対応した教育環境を整備する上で効果が期待される場合には、国は、必要な規制改革や支援措置を講じる。その際、産業競争力会議において議論されている「国家戦略特区」（仮称）を活用した取組を国が支援することも考慮する。

³ 国際バカロレア機構（スイス・ジュネーブに本部を置く1968年設立の財団法人。学生に国際的に認められる大学入学資格を与えることや、国際理解教育の促進に資することを目的としている。）により、同機構が定める教育プログラムを実施する教育機関として認定を受けた学校

⁴ 2年の履修期間を経て最終試験に合格すると、世界各国で幅広く大学入学資格として認められるプログラム。現在、英語、フランス語、スペイン語（一部、ドイツ語、中国語でも実施可）で授業、試験が行われている。

2. 社会を牽引するイノベーション創出のための教育・研究環境づくりを進める。

イノベーションの創出には、高い技術力とともに発想力、経営力などの複合的な力を備え、新たな付加価値を生み出していく人材の育成が必要です。その際、ライフサイエンス分野を含む理工系分野をこれまで以上に強化することは欠かせません。大学は、こうした人材育成を担うとともに、産学連携による持続的なイノベーションを創出し、我が国の成長を牽引していくことが重要です。このため、重点的な人材育成が求められる分野については、その充実に向けて、規制改革を含め必要な環境整備が求められます。

- 技術と経営を俯瞰できる人材の育成を図るため、国は、大学における文理横断型プログラム開発を支援するとともに、全ての学生が文系理系双方の基礎知識を習得する取組を促進する。また、自然科学・人文社会科学の基礎的素養、考える力、表現力など幅広い素養、さらには芸術等の文化的素養を育成するため、教養教育を充実する。
- 国は、イノベーション創出人材の効果的な育成の観点から、10～20年後を見据えて必要となる理工系人材の分野や構成、求められる能力等について、大学等、産業界、行政が共有し、それぞれの責任と役割を踏まえた戦略的な育成を図るための「理工系人材育成戦略」（仮称）を策定する。また、国や地方公共団体が設置する「産学官円卓会議」（仮称）において同戦略を推進する。
- イノベーションの中核を担う理工系分野を一層強化するため、国は、各大学の強みや特色、「理工系人材育成戦略」（仮称）を踏まえ、教育・研究組織の再編成や整備を支援する。また、大学の多様な先端的基礎研究への支援を充実する。
- 若者の起業家精神を育むとともに、世界で活躍できるビジネスパーソンを日本発で育成するため、国は、経済・経営系を中心とした学部・大学院のカリキュラムの大胆な転換、教育機能の強化を促進する。
- 大学は、専門分野の枠を超えた体系的な博士課程教育の構築など大学院教育を充実するとともに、幅広い人材の交流による新たな発想からイノベーションが創出されるよう大学院入試の在り方の見直しを図る。また、テニユア・トラック制⁵の普及・定着、研究費や研究スペースの十分な確保など若手研究者の研究環境を整備する。さらに、産学官の連携を図り、産業界、国は博士課程修了者を積極的に採用し活躍の場を設け、大学は多様なキャリアパスの開発・開拓と実社会にマッ

⁵ 若手研究者が、審査を経て安定的な職を得る前に任期付きで自立して研究経験を積む仕組み

とした大学院教育を行うよう、それぞれが責任を果たす。

- 産学が一体となって新産業の創出を図るため、国は、研究開発の事業化やこれを目的とした投資会社及び大学発ベンチャー支援ファンド等への国立大学による出資を可能とするなど、制度面の整備を行う。また、大学は、企業の技術開発部門との人事交流や、企業人の学び直しを通じて、研究者と企業の連携による事業化のマネジメントができる人材の育成を図る。特に地方においては、研究開発の拠点としての機能を強化する。
- 国及び地方公共団体は、初等中等教育段階から理数教育を強化するため、専科指導や少人数教育、習熟度別指導のための教員配置や設備等を充実するとともに、スーパーサイエンスハイスクール、科学の甲子園等の総合的な取組を推進する。国は、全国学力・学習状況調査において理科の調査を定期的実施する。

3. 学生を鍛え上げ社会に送り出す教育機能を強化する。

社会において求められる人材が高度化・多様化する中、大学は、教育内容を充実し、学生が徹底して学ぶことのできる環境を整備する必要があります。今般、産業界の取組により、就職活動時期の後ろ倒しの動きが出てきていますが、確実に定着することを期待します。大学は、学生が学業に専念できる期間を確保できたことも踏まえ、待ったなしで改革に取り組み、若者の能力を最大限に伸ばし、社会の期待に応える必要があります。

- 大学は、課題発見・探求能力・実行力といった「社会人基礎力」や「基礎的・汎用的能力」などの社会人として必要な能力を有する人材を育成するため、学生の能動的な活動を取り入れた授業や学習法（アクティブラーニング）、双方向の授業展開など教育方法の質的転換を図る。また、授業の事前準備や事後展開を含めた学生の学修時間の確保・増加、学修成果の可視化、教育課程の体系化、組織的教育の確立など全学的教学マネジメントの改善を図るとともに、厳格な成績評価を行う。国は、こうした取組を行う大学を重点的に支援し、積極的な情報公開を促す。企業、国は、学生の多彩な学修や経験も評価する。
- 大学において、学内だけに閉じた教育活動ではなく、キャリア教育や中長期のインターンシップ、フィールドワーク等の体験型授業の充実を通じて社会との接続を意識した教育を強化する。その際、学生が働く目的を考え自己成長を促す長期の有給インターンシップを産学の連携により進めていくことも考えられる。また、国は、行政機関における中長期インターンシップの受入れを率先垂範して行

うとともに、民間企業の就職・採用活動時期の後ろ倒しも踏まえ、国家公務員試験についても必要な措置をとるよう人事院に要請する。

- 大学・専門学校等が、地域の人材育成ニーズに応え、地域に貢献できるよう、地方公共団体や地域の産業界等との連携協力や、実践的な教育プログラムの提供などの取組を国が支援する。また、日本の伝統的な産業や優れた技術を伝承する職人等の養成に対する支援に取り組む。
- 初等中等教育を担う教員の質の向上のため、教員養成大学・学部については、量的整備から質的充実への転換を図る観点から、各大学の実態を踏まえつつ、学校現場での指導経験のある大学教員の採用増、実践型のカリキュラムへの転換、組織編制の抜本的な見直し・強化を強力に推進する。また、学生の学校現場でのボランティア活動を推進するなど、大学と学校現場との連携を強化する。

4. 大学等における社会人の学び直し機能を強化する。

知識基盤社会にあつては、社会人になってからも学習への意欲を持ち続けることが重要です。また、学びによって多様な能力を伸ばし人生を豊かにするとともに、成長を支える高度な人材育成が可能となります。「大学＝18歳入学」という日本型モデルを打破し、大学・専門学校等において社会人が新たな能力を獲得するための学び直し機能を強化することが必要です。

- 大学・専門学校等は、職業上必要とされるより高度な知識等の習得や、新たな成長産業に対応したキャリア転換に必要な知識等の習得など、産業界や地方公共団体のニーズに対応した高度な人材や中核的な人材の養成のためのオーダーメイド型の教育プログラムを開発・実施する。国は、こうした取組や履修証明制度⁶の充実・活用を支援する。その際、女性の活躍に資するための学び直しも支援する。
- 大学・専門学校等は、産業界や社会人の学び直しニーズにマッチするよう、社会人教員の活用などによる先駆的な授業科目の開発、産業界との協働による実践的な職業教育プログラムの開発などの取組を進める。特に、国は、「理工系人材育成戦略」（仮称）に基づき、理工系分野の学び直しのための環境整備を支援する。
- 社会人が学びやすい環境を整備するため、大学・専門学校等は、短期プログラ

⁶ 大学において、社会人を対象とした体系的な知識等の習得を目指した教育プログラム（総時間数 120 時間以上）を修了した者に対して、学校教育法に基づき、履修証明書を交付することができる制度

ムの設定や通信による教育の充実、ICT等の活用を進める。企業は、サバティカル⁷や労働時間の弾力化等、社員の学び直しを後押しする環境づくりを行う。

- 国は、大学・専門学校等で学び直しをする者や社会人受講者の数について、5年間で倍増（12万人→24万人）を目指し、奨学金の活用、雇用保険制度の見直しによる社会人への支援措置の実施、従業員の学び直しプログラムの受講を支援する事業主への手厚い経費助成等の支援策を講じる。

5. 大学のガバナンス改革、財政基盤の確立により経営基盤を強化する。

上記に述べた提言の実現は、各大学が学内で意思決定し、改革に踏み出すかどうかにかかっています。意欲ある学長がリーダーシップを発揮して果敢に改革を進められるよう、大学のガバナンス改革を進めるとともに、改革を進める大学には官民が財政面の支援をしっかりと行うことにより、経営基盤を強化する必要があります。

- 国は、国立大学の強みや特色、社会的役割等を明確化しつつ、国立大学全体の将来構想を取りまとめた上で改革工程を平成25年夏を目途に策定し、それを踏まえた取組を促進する。また、国立大学は、年俸制の本格導入や学外機関との混合給与の導入などの人事給与システムの見直し、国立大学運営費交付金の学内における戦略的・重点的配分、学内の資源配分の可視化に直ちに着手し、今後3年間で大胆かつ先駆的な改革を進める。これらの取組を踏まえ、国は、教育や研究活動等の成果に基づく新たな評価指標を確立し、第3期中期目標期間（平成28年度以降）は、国立大学運営費交付金の在り方を抜本的に見直す。
- 国や大学は、各大学の経営上の特色を踏まえ、学長・大学本部の独自の予算の確保、学長を補佐する執行部・本部の役職員の強化など、学長が全学的なリーダーシップをとれる体制の整備を進める。学長の選考方法等の在り方も検討する。また、教授会の本来の役割を明確化するとともに、部局長の職務や理事会・役員会の機能の見直し、監事の業務監査機能の強化等について、学校教育法等の法令改正の検討や学内規定の見直しも含め、抜本的なガバナンス改革を行う。
- 国は、国立大学運営費交付金・施設整備費補助金や私学助成、公立大学への財政措置など財政基盤の確立を図りつつ、基盤の経費について一層メリハリある配分を行う。その際、教育、研究、大学運営、社会活動等の幅広い観点からの教員評価や能力向上など、教員の力量を発揮させる改革を行う大学が評価されるような配分を検討する。また、全ての競争的資金について、全学的な共通インフラや

⁷ 一定期間勤務した従業員や高い成果を上げた従業員に対して事業主が認める研究や研修を目的とした長期休暇

教育・研究支援人材確保のための経費（間接経費）を設定し、直接経費を確保しつつ、間接経費比率を 30%措置するよう努めるとともに、その効果的な活用を図る。併せて、教育基盤強化に資する寄附の拡充や民間資金の自主的調達のため、税制面の検討を含めた環境整備を進める。

- 我が国の高等教育の大部分を担っている私立大学が、多彩で質の高い教育を展開するとともに、グローバルな視野を持つ地域人材の育成や、飛躍的に増大する社会人の学び直しに積極的に対応できるよう、国は、財政基盤の確立を図る。その際、建学の精神に基づく教育の質向上、地域の人づくりと発展を支える大学づくり、産業界や他大学と連携した教育研究の活性化等の全学的教育改革を更に重点支援する。また、大学設置基準等の明確化や大学設置審査の高度化、必要な経営指導・支援や改善見込みがない場合の対応など、大学教育の質を一層保証する総合的な仕組みを構築する。
- 国は、教育研究現場の実態を踏まえ、研究者等のキャリアパス、大学における人事労務管理のあり方など本年 4 月から施行された改正労働契約法をめぐる課題に関し、教育研究の継続性、若手研究者の人材育成、研究者の流動性の確保、研究支援人材の着実な確保等のための仕組みを検討する。
- 我が国にとって、大学力が国力を支えるものであることを踏まえ、大学の学長、都道府県知事、産業界の代表等から構成される内閣総理大臣主催の「大学将来構想サミット」（仮称）を定期的を開催し、社会総がかりで大学の機能強化に取り組む。

クールジャパン推進会議における 検討状況について

平成25年5月22日

クールジャパン戦略担当大臣

稲田 朋美

クールジャパン推進会議の実施

クールジャパン推進会議の開催(H25.3～)

- 稲田クールジャパン戦略担当大臣を議長として、発信力強化を目的とした、クールジャパン推進会議を設置
- 会議メンバーは、日本文化の第一人者である民間議員7名及び関係府省の副大臣等

<民間議員>

秋元 康氏(作詞家)、角川 歴彦氏(角川HD会長)、金 美齡氏(評論家)、コシノ ジュンコ氏(デザイナー)、佐竹 力総氏(日本フードサービス協会理事)、千 宗室氏(茶道裏千家家元)、依田 巽氏(ギャガ(株)会長兼社長CEO)

- これまでに3回の会議を実施。第3回会合では民間議員からの提言が行われた。

ポップカルチャーに関する分科会の開催(H25.4)

- 発信力の強化方策について、若者の視線による検討を行うため、推進会議の下に分科会を設置
- 会議メンバーは、ポップカルチャーの第一線で活躍している民間委員4名

<民間委員>

中村 伊知哉氏(議長:慶應義塾大学大学院教授)、河瀬 直美氏(映画作家)、
樹林 伸氏(漫画原作者)、齋藤 茂氏(株トーセ社長)

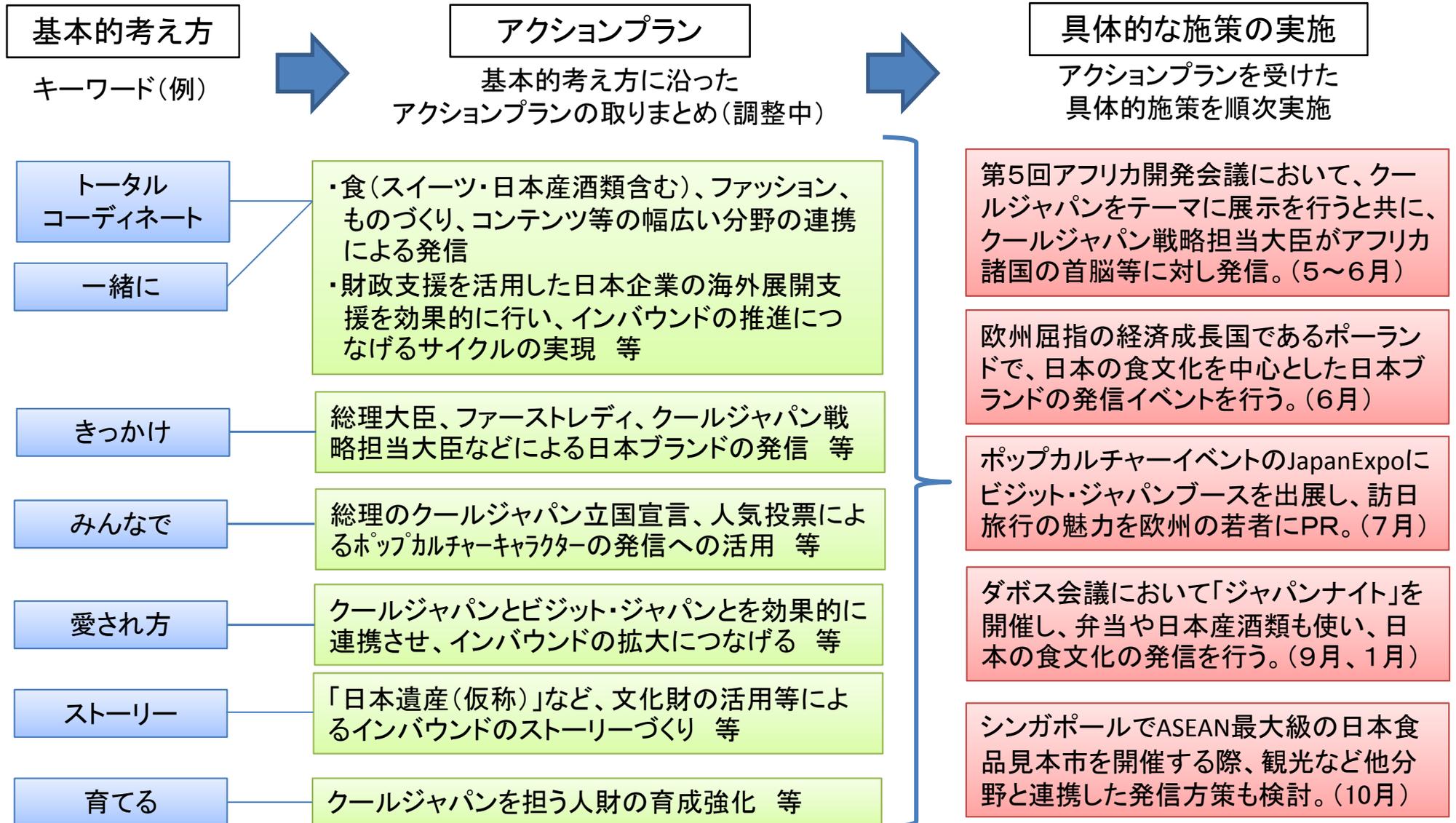
- これまでに2回の会議を実施。分科会で取りまとめた提言の内容をクールジャパン推進会議で報告。

(会議における民間有識者からの主な提言)

- ヒットのためにはストーリーが必要。そして、そのストーリー作りのためのコンテンツにはオールジャパンで総力を挙げて参加することが必要。
- スイーツを通じて日本文化を発信する。トップセールスで国を挙げて日本を売り出そう。
- クールジャパンの効果的な発信のためには、食、ファッション、おもてなしなどのトータルコーディネートが必要。
- ポップカルチャーが世界に飛び出す発信力を強化するため、参加(みんなで)、融合(つながって)、育成(そだてる)の三策を講じる必要がある。

今後の予定

5月末に第4回クールジャパン推進会議を開催し、民間議員からの提言を踏まえ、議長から「基本的考え方」を提示するとともに、具体的な「アクションプラン」を取りまとめる予定であり、現在調整中。



「緊急構造改革プログラム」について

平成25年5月22日
経済産業大臣 茂木敏充

民間投資と所得の増大による自立的・持続的な経済成長の実現

3つの“澱み”(人材・技術・資金)を解消
デフレの悪循環を逆転させる

3つの歪みの是正

- 過小投資
- 過剰規制
- 過当競争
(過剰設備)

好循環への3つのポイント

1. 民間投資(設備・R&D)の拡大
2. 新市場の開拓
公的保険の隣接分野の民間開放
3. 事業再編の促進



1. 過小投資の是正 <民間投資の拡大>

年率成長率の改善

▲ 3.5%
昨年7-9月期

➡

+3.5%
本年1-3月期

今後3年間で設備投資を10%増加

リーマンショック前の水準
(年間約70兆円)を超える

緊急経済対策(10兆円)

①生産等設備投資促進税制

→ 設備投資額 約8000億円
増加見込

②研究開発税制

→ 研究開発投資額 約1400億円
増加見込

③先端設備等投資促進補助金

→ 設備投資額 約1兆円
増加見込

新政権での政策転換

①デフレ、過度な円高を
是正

②TPP交渉参加など経済
連携網を構築

③エネルギー・環境政策
をゼロベースで見直し

④雇用制度の硬直性を
打破

緊急構造改革期間の追加措置

①生産設備の新陳代謝の促進(税制措置等)

②リースを活用した新規設備投資の促進

先端医療機器、3Dプリンターなどの最先
端設備の大胆な設備投資を促すため、リース
手法の活用を促進。

③クリーンエネルギー・ファイナンス制度の創設

家庭や中小企業が、太陽光パネルや蓄
電池などを、初期費用なしで導入できるよ
うな新事業を促進。

④研究開発・先端製造機能の国内維持・強化

日本企業回帰

<Back>

立地環境改善

<Change>

投資・収益・所得回復

<Up>

2. 過剰規制の改革 <フロンティアの開拓>

1. 規制改革

① 公的保険の隣接分野の民間開放に向けた適法性確認のための認定制度の創設

例) 民間企業が医療機関と組んで運動指導、生活改善アドバイスをする際、どこまでの指導が行えるかの明確化。

② “企業実証特例制度”の創設

例) 安全措置を担保できる企業に対し、自動車の自動走行実証を公道で行うことを特例的に認める。

2. 新事業への投資促進

① 新事業創出に向けた税制措置

② 創業・再チャレンジ時における個人保証の負担の軽減

③ スピノフ(大企業からの独立)支援専門チームの創設

④ 地域における起業・創業の支援

- **開業率と廃業率を逆転** させ、米国・英国レベル(10%台)に
- **付加価値の高いサービス産業(公的保険の隣接分野など)** を創出

3. 過当競争の解消 <事業再編の促進と国際展開>

1. 事業再編の促進

経営者の決断を促すため、思い切った税制措置、金融支援などを実現・実施。

① 収益力の飛躍的向上に向けた経営改革を後押しする

② 過剰供給構造にある分野での再編を迫る

③ 株主等から経営者への働きかけを強化する
(コーポレートガバナンスの強化)

2. グローバルトップ企業を目指した海外展開支援

日本企業が、果敢にM&Aや海外展開を進められるよう、集中的な支援を実現・実施。

① グローバルニッチトップ(規模は小さくても世界になくはない企業)を目指す日本企業に対する金融・人材支援

② インフラ輸出や海外展開のためのリスクファイナンス支援の強化

③ 中小企業・中堅企業の海外展開支援

- **グローバルトップ企業(メジャー・ニッチ)** を数多く輩出
- **企業収益を向上、所得・雇用の増加** につなげる

『産業競争力強化法案(仮称)』を策定し、

1. 民間投資(設備・R&D)の拡大
2. 新市場の開拓
公的保険の隣接分野の民間開放
3. 事業再編の促進

を中核に新陳代謝の政策パッケージを実施、
人材・技術・資金の成長分野への円滑な移動
を実現する。

I. 総論

(インフラシステム輸出による経済成長の実現)

- ◆ 新興国を中心とした世界のインフラ需要は膨大であり、我が国としては成長戦略の一環として、積極的にこれを取り込み、我が国の力強い経済成長につなげていく必要がある。
- ◆ このためには、我が国企業による機器の輸出のみならず、インフラの設計、建設、運営、管理を含む「システム」としての受注や、事業投資の拡大など多様なビジネス展開が重要。

(インフラシステム輸出の波及効果)

- ◆ インフラシステム輸出は、受注企業の直接的な裨益のみならず、日本企業の進出拠点整備やサプライチェーン強化など複合的な効果を生み出す。また、我が国の先進的な技術・ノウハウ・制度等の移転を通じ、環境、防災等地球規模の課題解決に貢献し、我が国の外交的地位の向上にも貢献する。

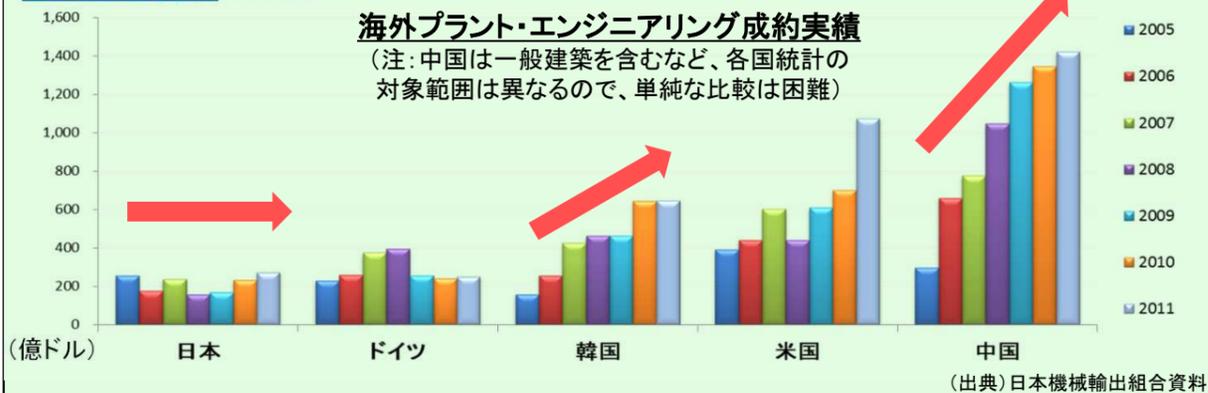
(国際競争を勝ち抜くための官民挙げた取り組み)

- ◆ インフラシステムの海外展開については、一義的には民間企業主体による取り組みが重要。
- ◆ しかしながら、インフラ開発は、一般に初期投資の規模が膨大で、投資回収には長期間を要するとともに、相手国政府の影響力が強いことから、日本側も官民一体で取り組む必要がある。

(インフラ輸出、経済協力、資源確保の一体的推進)

- ◆ インフラシステム輸出支援に際しては、相手国の発展段階や日本企業の進出度合に応じメリハリをつけつつ、政府開発援助等の経済協力と緊密に連携を図ることが重要。
- ◆ また、エネルギー・鉱物資源の海外からの安定的かつ安価な供給確保についても、インフラシステム輸出や経済協力と連携して、官民一体となって働きかけを行う必要がある。

厳しい国際競争の中で、受注実績においては欧米や中国・韓国等の競合企業に大きく水をあけられている現状にある。



かかる観点踏まえ、我が国企業が熾烈な国際競争に勝ち抜き、世界のインフラ需要が拡大するペースにあわせて自らのビジネスを拡大していくことは容易ではないが、官民連携のもと、インフラシステム輸出戦略の5本柱(「II. 具体的施策」参照)に掲げる施策を強力に推進して、我が国企業が2020年に約30兆円(現状約10兆円)のインフラシステムを受注(注)することを目指す。(注: 事業投資による収入額等を含む)
<主要分野: エネルギー、交通、情報通信、基盤整備、生活環境、新分野(医療、農業、宇宙、その他)>

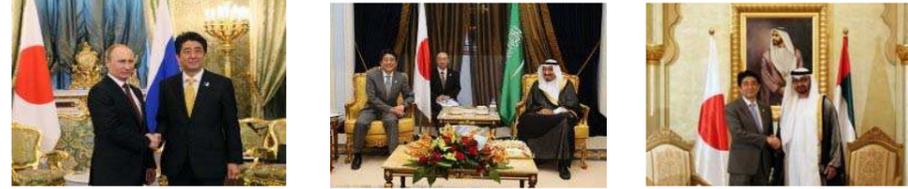
本戦略の早期実現を可能にするために、体制整備を含めたその実施状況の第一弾のとりまとめを今年の秋口までに行う。また、重要プロジェクトについては経協インフラ戦略会議等を活用して、逐次検討を行い、官民協力を迅速に進め、その工程管理を同会議等で行う。必要に応じ、公的関係機関等から支援の取り組みなどにつき、ヒアリングを実施する。

II. 具体的施策(インフラシステム輸出戦略の5本柱)

1. 企業のグローバル競争力強化に向けた官民連携の推進

(1) 多彩で強力なトップセールスの推進

安倍総理のロシア・中東訪問(2013年4月~5月)

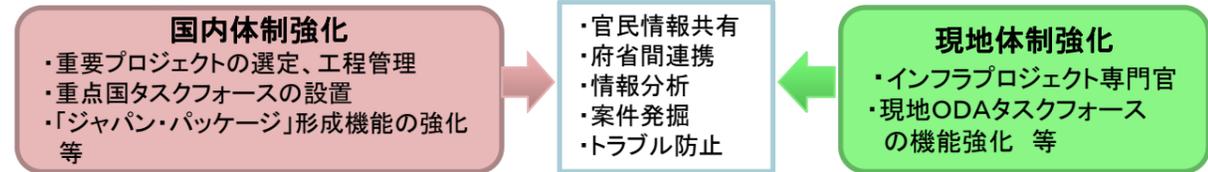


(2) 経済協力の戦略的展開

経済協力の多様な支援ツールを戦略的に展開



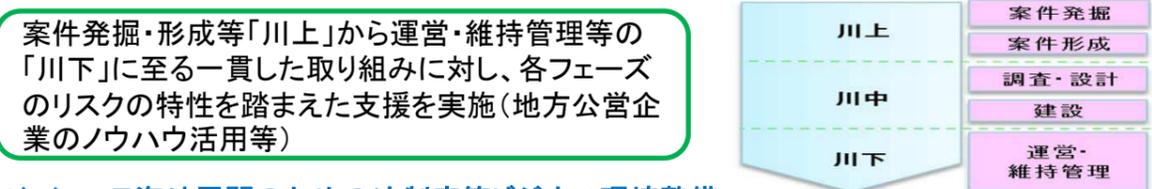
(3) 官民連携体制の強化



(4) インフラ案件の面的・広域的な取り組みへの支援

広域開発プロジェクトにおける早期段階からの相手国政府との連携や政策対話の実施等

(5) インフラ案件の川上から川下までの一貫した取り組みへの支援



(6) インフラ海外展開のための法制度等ビジネス環境整備

日本人専門家派遣等による人材育成支援
二国間協議等を通じた法制度等の整備支援と本邦企業関係者の安全確保

2. インフラ海外展開の担い手となる企業・地方自治体や人材の発掘・育成支援

(1) 中小・中堅企業及び地方自治体のインフラ海外展開の促進



(2) グローバル人材の育成及び人的ネットワーク構築

教育協力、ボランティア派遣、インターンシップ派遣等
相手国キーパーソンへの訪日研修等

3. 先進的な技術・知見等を活かした国際標準の獲得

(1) 国際標準の獲得と認証基盤の強化

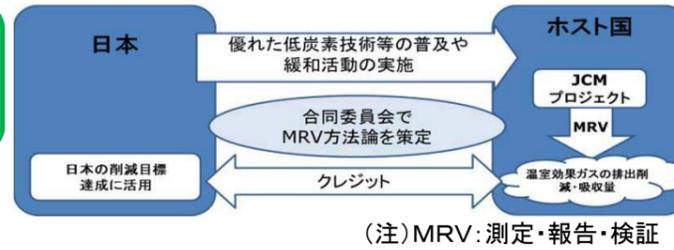
国際機関や各国標準機関との連携 等

我が国認証機関の体制強化、海外認証機関との連携 等

(2) 先進的な低炭素技術の海外展開支援

高効率石炭火力発電や低炭素都市づくりなど我が国の先進的な低炭素技術の海外展開支援

例：二国間オフセット・クレジット制度（JCM）



(3) 防災先進国としての経験・技術を活用した防災主流化の主導

我が国の優れた技術・経験を活かしたインフラシステム輸出を通じた新興国の防災機能の向上への寄与や、本邦進出企業の操業の安全性の確保、人間の安全保障の実現

4. 新たなフロンティアとなるインフラ分野への進出支援

(1) 医療分野

日本の医療技術と医療機器等の海外展開支援



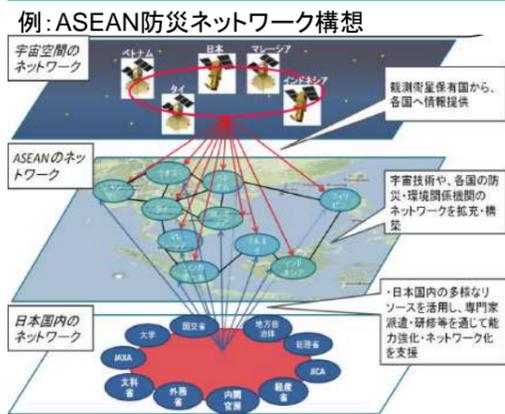
(2) 農業分野

我が国の効率的な農業インフラシステム等の海外展開



(3) 宇宙分野

衛星システムと利用システム等が一体となった宇宙システムの海外展開支援



(4) その他分野

防災、海洋インフラ、エコシティ、超電導リニア、郵便等の新分野でのインフラ海外展開支援

例：我が国の技術により耐震補強工事を行ったトルコの第二ボスポラス橋



例：深海油田開発のための洋上ロジスティックハブシステム



5. 安定的かつ安価な資源の確保の推進

- (1) 天然ガス（平成25年4月26日付「燃料調達コスト引下げに向けた当面のアクションプラン」に基づく、低廉なLNG確保に対する支援強化、国内制度改革の推進等）
- (2) 石油（我が国の石油権益獲得の支援）
- (3) 鉱物資源（戦略的に確保すべき鉱物資源を見直しつつ重点的に支援）
- (4) 石炭（安定的な供給源の多角化）

Ⅲ. 地域別取組方針

- ◆ インフラ海外展開のターゲットとなる国については、先進国と新興国・途上国は別市場として考えることが適当。このうち、新興国・途上国については、日本企業の進出状況等から戦略的に3つの地域に大別して整理することが有効。
- ◆ 今後、経協インフラ戦略会議等の場で、ターゲットとなる国ごとに優先度の高い分野やプロジェクトについての議論をより具体的に深めていくこととする。

<③アフリカ>

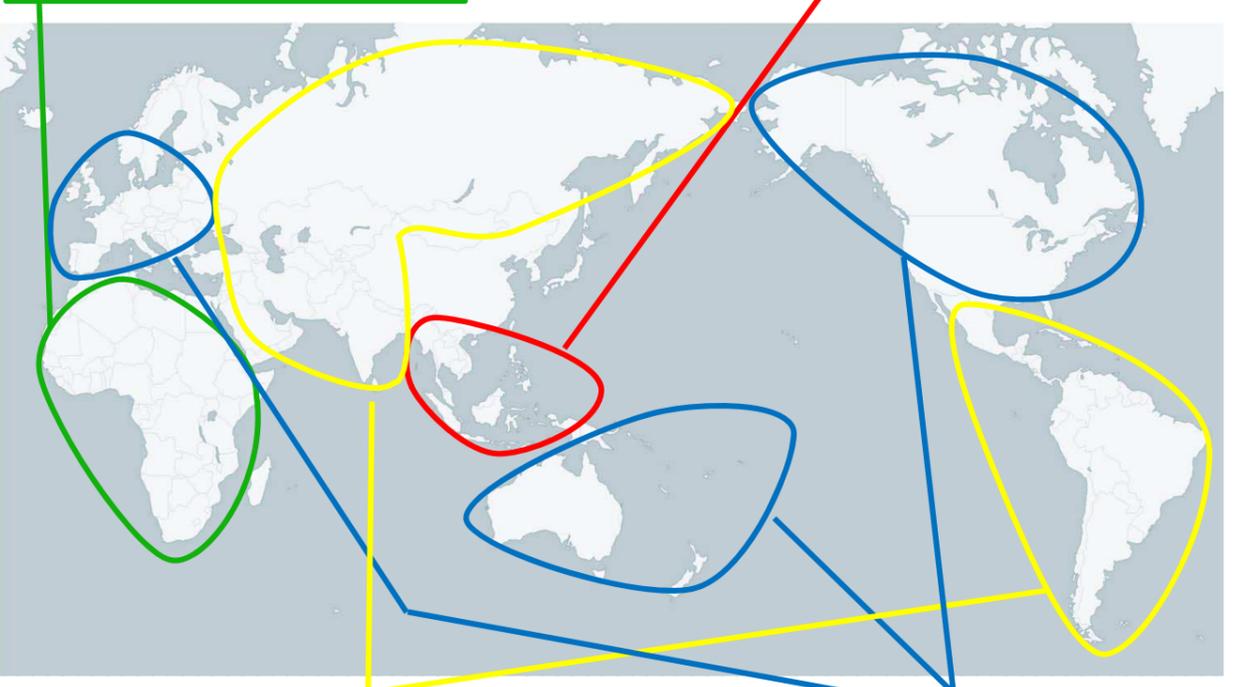
この地域は、貿易投資でもインフラ海外展開においても日系企業の事業展開フィールドとしてきちんと位置付けられていない状況である。このため、資源確保の観点を含め、ODAとも連携して「一つでも多くの成功事例」を生み出すことが必要である。

- ・ 日本企業進出の成功事例の創出
- ・ 我が国のアフリカ外交の基軸であるアフリカ開発会議（TICAD）を通じた取り組みが重要
- ・ 物流の骨格となる国際回廊整備による連結性強化の支援

<①ASEAN>

既に現地で相当程度の産業集積があり、貿易投資においてもインフラ海外展開においても日本にとって「絶対に失えない、負けられない市場」。このため、あらゆる分野におけるインフラ輸出の拡大のみならず、サプライチェーンの強化による本邦進出企業の支援や「更に幅広い」産業の進出を促す等、「FULL進出」をキーワードに行う。

- ・ 本邦進出企業のサプライチェーン高度化につながる東西／南部経済回廊、ASEAN防災ネットワーク構想、ASEANスマートネットワーク構想等による域内の連結性強化の支援
- ・ 面的開発プロジェクト（ジャカルタ首都圏投資促進特別地域（MPA）構想、ティラワ経済特別区等）の推進
- ・ 東アジア地域包括的経済連携（RCEP）の実現による貿易円滑化等の推進



<②南西アジア、中東、ロシア・CIS、中南米>

これらの地域は大きな成長市場であるものの、地理的・文化的要因もあり、貿易投資のみならず、インフラ海外展開での日系企業の進出も相対的に遅れている。製品市場では戦略的に「クリティカル・マスに到達（一定のシェア・存在感を獲得）」することを目指すとともに、インフラ分野においても競合国に先んじて重要な案件の受注を勝ち取るべく、集中的に取り組むことが必要。

- ・ 電力・交通等の基盤インフラ整備支援
- ・ デリー・ムンバイ間産業大動脈（DMIC）構想、チェンナイ・バンガロール間経済回廊構想等の推進
- ・ エネルギー・鉱物資源の安定供給、食料安全保障の観点からの経済協力の推進

<④その他（先進国等）>

- ・ 自然災害の脆弱性への対応や資源権益確保につながるインフラ輸出の促進
- ・ 電力・交通等の我が国が強みを発揮できる分野でのインフラ輸出の促進

国家戦略特区（仮称）について

平成25年5月22日
東京都知事 猪瀬直樹

2. 山手線主要ターミナル等からの羽田空港発着状況

東京都知事猪瀬直樹
提出資料

【バス（東京空港交通）】

方面	始終車	池袋	羽田空港
羽田空港	始発	4:25 発→	5:25 着
	終発	22:15 発→	23:00 着
池袋	始発	7:00 着←	6:15 発
	終発	0:55 着←	0:00 発

【バス（東京空港交通）】

方面	始終車	新宿	羽田空港
羽田空港	始発	4:45 発→	5:15 着
	終発	23:00 発→	23:35 着
新宿	始発	6:20 着←	5:45 発
	終発	0:35 着←	0:00 発

【バス（東京空港交通、東急）】

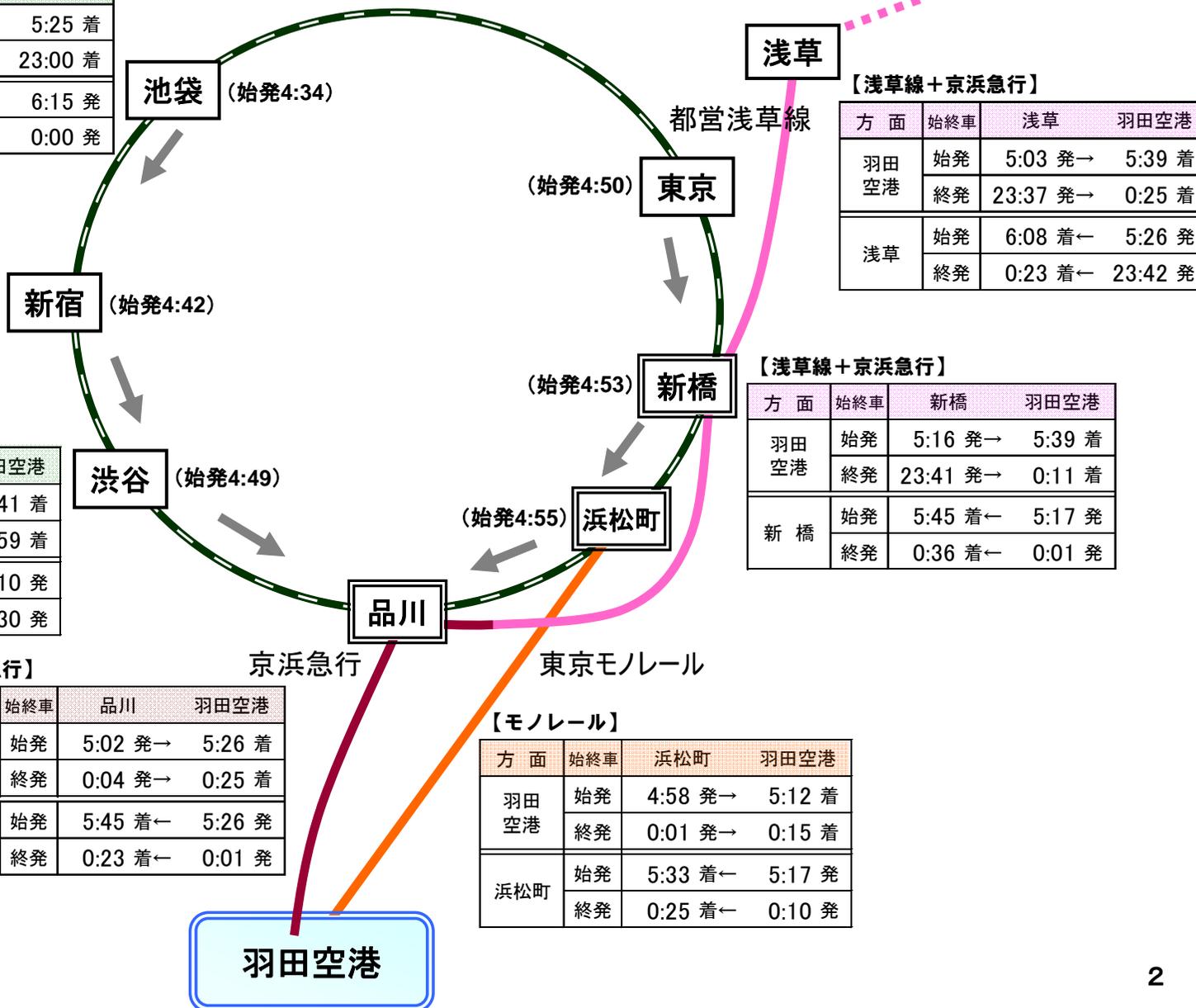
方面	始終車	渋谷	羽田空港
羽田空港	始発	5:50 発→	6:41 着
	終発	21:15 発→	21:59 着
渋谷	始発	7:00 着←	6:10 発
	終発	1:26 着←	0:30 発

【京浜急行】

方面	始終車	品川	羽田空港
羽田空港	始発	5:02 発→	5:26 着
	終発	0:04 発→	0:25 着
品川	始発	5:45 着←	5:26 発
	終発	0:23 着←	0:01 発

【モノレール】

方面	始終車	浜松町	羽田空港
羽田空港	始発	4:58 発→	5:12 着
	終発	0:01 発→	0:15 着
浜松町	始発	5:33 着←	5:17 発
	終発	0:25 着←	0:10 発



【浅草線+京浜急行】

方面	始終車	浅草	羽田空港
羽田空港	始発	5:03 発→	5:39 着
	終発	23:37 発→	0:25 着
浅草	始発	6:08 着←	5:26 発
	終発	0:23 着←	23:42 発

【浅草線+京浜急行】

方面	始終車	新橋	羽田空港
羽田空港	始発	5:16 発→	5:39 着
	終発	23:41 発→	0:11 着
新橋	始発	5:45 着←	5:17 発
	終発	0:36 着←	0:01 発

羽田空港

3. 外国企業誘致による日本経済再生に向けた特区のバージョンアップについて

東京都知事猪瀬直樹
提出資料

アベノミクスの3本目の矢として、特区の抜本的なバージョンアップが不可欠

ビジネスコストの低減

◆誘致対象外国企業に対する法人税実効税率の更なる低減

・特区指定前	40.7%
↓	
・総合特区税制+法人事業税全額免除	26.9%
↓	
・さらに低減	20.2%目標

cf シンガポール17.0%、香港16.5%
ソウル24.2%、上海25.0%

◆税制措置に必要な要件の緩和
・法人の業務制限の緩和
・法人の所在地制限の緩和 など

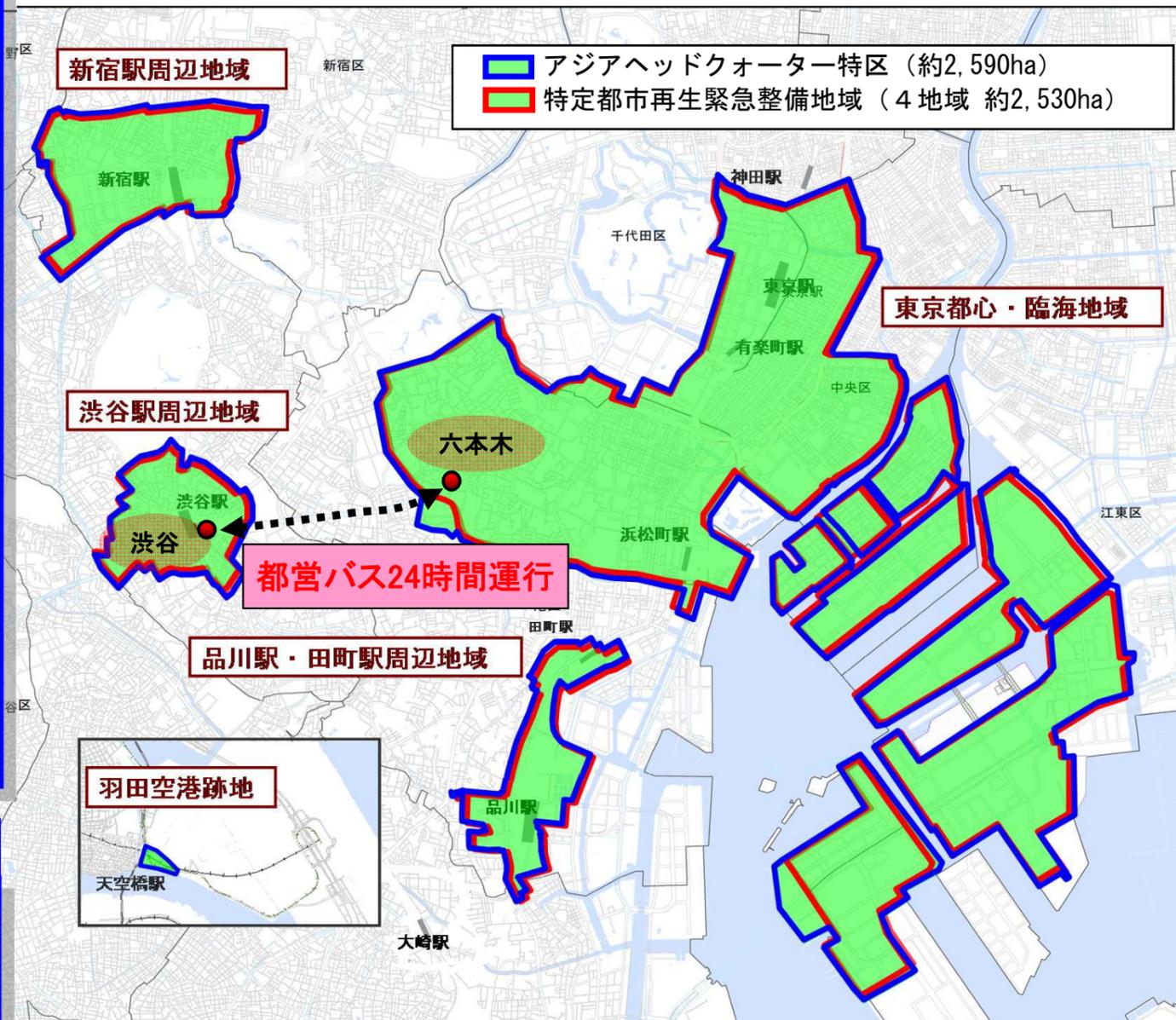
◆誘致外国企業に対するオフィスの

外国人向け医療の充実

◆JCI認証の取得支援
(米国保険会社からの信用力向上)
現状：都内2病院⇒まず10病院

◆外国人対応救急隊の充実
現状：英語対応可能な救急隊員192名(うち救急救命士60名)
⇒海外研修の実施等により、英語対応力向上

◆特区エリア内に外国語



外国人子弟の教育環境の充実

◆特区エリア内にインターナショナルスクールを誘致

◆海外トップスクールの誘致を支援

公共交通の国際水準化

◆地下鉄の一元化の実現

◆民間開発に合わせた、都市再生特区を駅空間の高質化活用して誘導

◆特区エリア内都営バスの24時間化
(六本木～渋谷間を年内に) 試行的に実施

24時間・365日、ビジネス

◆事業継続を図る、自立分散型エネルギーの確保

◆帰宅困難者対策施設の確保

◆新電力の育成による電源供給の多元化
①ファンドによる新電力の発電事業支援
②新電力シェア30%を目指した政策展開

◆法人設立に係る申請書類等の英語対応 など

都市再生特区を活用して誘導

4. ビジネスコストの低減

東京都知事猪瀬直樹
提出資料

◆誘致対象外国企業に対する法人税実効税率の更なる低減 国への要求

<特区指定前>
 H23年度
40.7%

<復興増税終了後>
 H27.4.1以降
26.9%

バージョンアップ案
 所得20%控除 ⇒ 40%
<復興増税終了後>
 H27.4.1以降
20.2%

アジア諸都市	シンガポール	香港	上海	ソウル
法人税	17.0%	16.5%	25.0%	24.2%

◆税制措置に必要な要件の緩和 国への要求

- ・法人の業務制限の緩和
- ・法人の所在地制限の緩和 など

【法人業務制限の緩和】

統括業務のみ可
営業業務等不可

×

↓

統括業務および
 営業業務等も可

○

【法人所在地制限の緩和】

<エリア内> ● 統括拠点	<エリア外> ● 事業所
×	
↓	
● 統括拠点	● 事業所
○	

【規制緩和措置活用要件の緩和】

- ・法令改正以上の規制の特例措置を活用することが税制措置の適用要件

↓

- ・通知・通達レベルの改正を活用する場合でも可とする

5-1. 【アジアヘッドクォーター特区の経緯と取組状況】

平成 23 年 12 月 国際戦略総合特別区域に指定

平成 24 年 4 月～7 月 規制緩和協議①

- ・ ビジネスジェット ⇒ 駐機日数の緩和実現
- ・ 海上運送法の特例 ⇒ 26 年度運行開始見込み
- ・ 入国・再入国審査の緩和 ⇒ 継続協議
- ・ 外国人医師 ⇒ 継続協議

平成 24 年 7 月 「アジアヘッドクォーター特区」特別区域計画認定

海外見本市への参加等、誘致活動開始

平成 24 年 10 月 「ビジネスコンシェルジュ東京」開設（新丸の内ビルディング 10F）

規制緩和協議② ・ 国有地処分条件の緩和

平成 25 年 3 月～ 規制緩和協議③ ・ 特区法人実効税率の引下げ
・ 特区税制措置の要件緩和 など

平成 25 年 4 月 指定外国法人への税の減免措置開始

「アジアヘッドクォーター特区拠点設立補助金」の募集開始

平成 25 年 5 月 特区「高付加価値拠点等設立促進セミナー」開催

5-2. 【規制緩和の進捗状況】

(1) ビジネスジェット 一部実現

- ・ ビジネスジェットの羽田空港における駐機可能日数を7日から10日に延長する規制緩和は実現
- ・ ビジネスジェット利用者の入国に係る CIQ 手続（税関：Customs、出入国管理：Immigration、検疫：Quarantine）を、通常の旅行者とは別の専用動線で実施すべく、羽田空港の再拡張工事の動向を見据えながら、国との協議を進めている。

（成田空港では 2012 年 3 月に専用動線が供用開始）

過去5年間の羽田・成田のビジネスジェット運航の推移（国交省統計）

	2008	2009	2010	2011	2012
羽田空港 (国際運航)	1,375 (310)	931 (259)	1,069 (470)	1,989 (1,232)	1,792 (1,171)
成田空港 (国際運航)	1,346 (1,043)	1,265 (991)	1,559 (1,265)	578 (448)	686 (493)

(2) M I C E開催時の海上運送 実現

- ・ 船での旅客運送は、隅田川を運行している水上バスのように時刻表に従って運行される定期航路事業と、イベント等の際に不定期に運航される不定期航路事業の2つ
- ・ 海上運送法では、不定期航路事業者については、同じ船着場から出発し、戻ってくる運航だけが認められている。
- ・ 国との規制緩和協議により、羽田空港と臨海副都心のM I C E会場（東京ビッグサイト）との間の片道運航が可能となった。
- ・ 本規制緩和に関する法改正は、今年度の通常国会で審議され、改正法施行後、総合特区の変更手続などを経た上で、平成26年度にも運航可能となる見込み

(3) 入国・再入国審査の緩和 協議中

- ・ 都が認定した外国企業に従事する外国人が、日本へ入国する場合における在留資格審査の迅速化及び提出書類の簡素化についての規制緩和
- ・ 審査の迅速化とは、通常 1 か月～3 か月かかる審査期間を都が認定した外国企業に従事する外国人については、10 日に短縮するもの
- ・ 書類の簡素化とは、同一企業で2人目の外国人からは、個人に関する書類のみの提出とし、企業に関する書類を省略するもの
- ・ 現在法務省と協議中

(4) 外国人医師 協議中

外国人医師による医療行為

- ・ 日本の医療免許を有していない外国人医師による日本での医療行為は原則禁止（自国の医師免許を有していることが条件になっているのは諸外国も同様）

特例的な医師国家試験

- ・ 例外的に相互互換制度として、イギリス、フランス等一部の国の医師については特例的な英語による国家試験に合格すれば、病院を限定し、母国人に限り診療可能な制度がある（把握できる実績なし）
⇒母国人に限定されているため、活用のニーズが病院側にない。

臨床修練制度

- ・ 「外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第 17 条等の特例等に関する法律」により、外国医師が厚生労働大臣の指定する病院において、臨床修練指導医の実地の指導監督の下に医業を行うことができる。
- ・ 外国医師は、医師資格取得後 3 年以上の実務経験等の要件を満たした上で、厚生労働大臣の許可を受け、2 年以内の期間、臨床修練を行うことができる。

※許可実績：H23 年度 69 件

5-3. 【アジアヘッドクォーター特区拠点設立補助金】

◆ 対象

アジアヘッドクォーター特区内に業務統括拠点又は研究開発拠点を設立し、代表者のほかに従業者を3人以上雇用する外国企業

◆ 補助対象経費

在留資格取得経費（在留資格認定証明書交付代行経費）

拠点設立及び各種届出経費（設立登記、税務など届出代行経費）

人材採用費（バイリンガルの人材等を雇用するために人材紹介会社に支払う経費）

◆ 補助金額

補助対象経費の2分の1以内で、1社当たり500万円が上限

5-4. ビジネスコンシェルジュ東京の相談実績

○対応件数

H24.10.1～H25.4.30

(国別内訳)

国名	企業数	延べ対応件数
米国	44	118
インド	16	20
シンガポール	5	5
英国	3	5
フランス	2	3
アルゼンチン	4	4
マレーシア	2	3
オーストラリア	2	2
ニュージーランド	1	3
カナダ	8	8
スウェーデン	2	4
中国	3	4
韓国	10	10
ラトビア	1	7
インドネシア	1	1
ベトナム	1	1
ルクセンブルク	1	1
スイス	2	2
ドイツ	1	1
エストニア	1	9
エジプト	1	2
ポルトガル	1	1
台湾	1	2
合計	113	216

【主な相談・問い合わせ内容】

- ・日本市場への参入方法を教えてほしい
- ・ビジネスパートナーを探している
- ・特区における減税措置について教えてほしい など

「東京標準時間」導入プラン

～国家戦略である標準時間を2時間早め
失われた時間利益を取り戻す～

東京を、世界で最初に開くマーケットへ！

心のデフレを取り除く「災後社会」の処方箋

平成25年5月22日

東京都知事 猪瀬直樹

なぜ今、標準時間変更が必要か？

□ 「災後社会」の処方箋

朝の明るい時間に活動し、今まで無駄にしていた日照時間を有効活用することで消費電力を抑制できる。東日本大震災で福島からの電力900万kwが失われた「災後社会」において、究極の自然エネルギーである太陽の光を最大限に活用し、消費電力を抑制する標準時間を二時間早める「東京時間」の導入は極めて有効な戦略である。

□ 「心のデフレ」を取り除く

明るい時間に仕事を終えて、スポーツや映画鑑賞をしたり買い物や食事に出かける時間ができ、アフターファイブ需要が生じる。また夕食を共にするなど家族団らんの時間も生まれる。子供は父親と過ごす時間をもつことで日本社会が高度成長期に失った家庭における父性の復権も見込める。余暇の充実する新たなライフスタイルでは縮こまった「心のデフレ」も取り除かれる。

□ 世界の富を呼び込み復興を後押し

日本市場がアジアの中核となることで、金融を始めとするグローバル企業のアジア拠点が集まり世界から資金流入が起こる。東京に世界の富が呼び込まれることで、官民双方から復興支援に充てられる資金の規模も増える。

標準時変更の経緯

- 明治19年の「本初子午線經度計算方及標準時ノ件」の勅令で東経135度を日本の標準時とした。
- それ以降一度も見直されていない。
- 標準時の設定が重要な国家戦略という認識なく、事務的に国土の真中を標準時と決めたままになっている。
- 他方、アジア諸外国では明確な国家戦略としてより早い標準時を使用している国が複数存在する。
- 標準時を変更することは、国際戦略上、極めて有効な手段である。

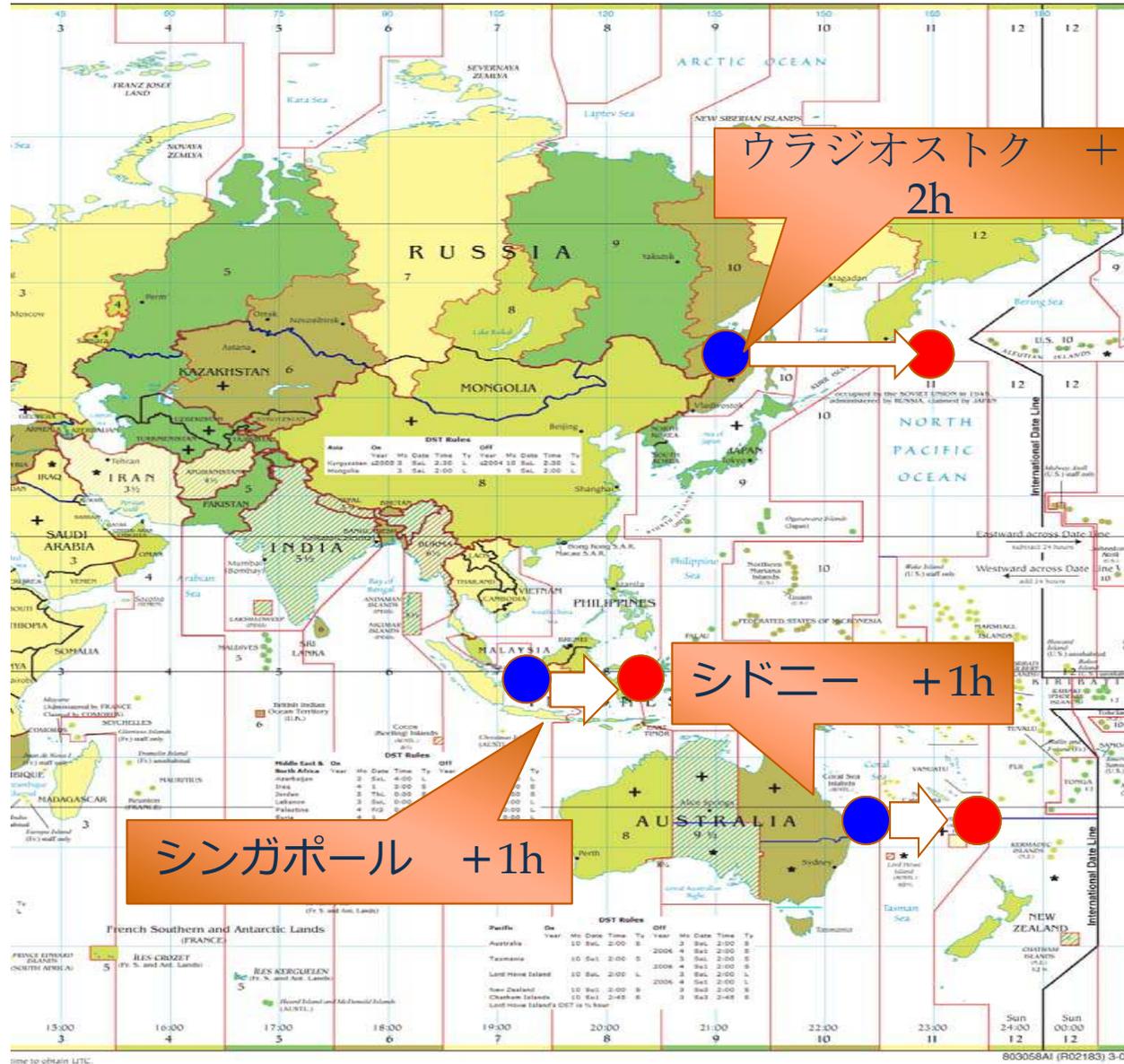
アジアの都市の標準時(1)

日本は標準時間を一度も変えていない。

一方、シドニー、シンガポールは1時間、同経度のウラジオストクは2時間早い時間を使用している。

	東経	経度から見た 東京との時差	人為的に早めた 時差	現在の東京との 時差
ウラジオストク	131 °	0	+2	+2
シドニー	151 °	+1	+1(サマータイム)	+1
シンガポール	103 °	-2	+1	-1
香港	115 °	-1	0	-1
東京	139 °			

アジアの都市の標準時(2)



各国の標準時変更のケーススタディ

- ▣ ウラジオストク (標準時を2時間早める)
 - ▣ 1930年、ソ連全体で標準時間を1時間早める
 - ▣ 2011年、夏期に実施されていたサマータイム(+1h)を、通年の標準時とすることにより、上記2要因により、UTC+9からUTC+11に。
- ▣ シンガポール (標準時を1時間早める)
 - ▣ 1982年、前年にマレーシアが標準時をUTC+8とした事を受け、シンガポールもUTC+7.5からUTC+8に変更。
- ▣ シドニー (サマータイムで1時間早める)
 - ▣ 1971年、ニューサウスウェールズ州がサマータイムを実施。
 - ▣ 夏期はUTC+10からUTC+11に。

※ UTC...協定世界時、世界各地の標準時の基準
イギリスのロンドンがUTC+0

各国の標準時変更のケーススタディ(2)

世界の標準時は経度通りではない。
人為的にずらして構成されている。



標準時を2時間早める狙い

①主要都市の中で、最も早く始まる市場・東京を目指す。

標準時を2時間早めると、海外から東京市場をカバーすることが困難になり東京回帰が起こる。

1. ②東京市場の優位性確保により、まずは海外に逃げた国際金融機関の東京拠点機能を呼び戻し再拡充する。

2. ③東京拠点の拡充により、国際金融機関のアジア拠点を東京に移す動きを促進する狙いがある。

海外に流出した東京拠点機能を呼び戻す

1. 日本国債や日本株といった日本の金融商品の取引をする業務は本来、東京拠点で行われるべきものである。
2. ところが東京市場の優位性を維持できなかったため、そうした日本関連業務をシンガポールや香港に移して東京拠点を縮小してしまった国際金融機関が近年増加。
3. 「東京時間」導入により、まずはシンガポールや香港から日本関連部局を呼び戻し縮小した東京拠点機能を再拡充する効果が期待できる。
4. 東京拠点の再拡充は、アジア拠点機能そのものを将来的に東京に移す流れにつながる。「東京時間」導入はそのための最初の一歩である。

標準時を2時間早めることの意味(1)

- 香港、シンガポールから、朝の東京市場をカバーすることができなくなる。
- →東京にオフィスを構えざるを得なくなる。

標準時の2時間変更後の状況

東京市場AM9:00～AM12:00



香港、シンガポール市場AM6:00～AM9:00

市場が活性化していない時間帯であり、午前中の東京市場をカバーできない。

標準時を2時間早めることの意味(2)

- 早朝のヨーロッパでは、東京の午後のマーケットをカバーすることが困難になる。。

標準時の2時間変更後の状況

東京市場PM0:00～PM3:00



ヨーロッパ市場AM1:00～AM4:00

市場が活性化していない時間帯であり、午後の東京市場をカバーできない。

標準時を2時間早めることの意味(3)

- 結果的に、世界は東京市場を無視できない。
- 世界市場を東京、ロンドン、NYで8時間ずつ24時間カバーできるような体制にすることが狙い。



2時間早めた際の日の出日の入り時間

- 2012/6/21(夏至 日照時間最も長い)
- 日出 AM 4:25 日没 PM 7:00 → 日出 AM 6:25 日没 PM 9:00

東京(標準時変更後)	シンガポール(-3)	ロンドン(-11)
AM 6:25(日の出時)	AM 3:25(深夜)	PM 7:25 (日没時)
PM 9:00 (日没時)	PM 6:00(日没前)	AM 10:00(日中)

- 2012/12/21(冬至 日照時間最も短い)
- 日出 AM 6:46 日没 PM 4:33 → 日出 AM 8:46 日没 PM 6:33

東京(標準時変更後)	シンガポール(-3)	ロンドン(-11)
AM 8:46(日の出時)	AM 5:46(日の出前)	PM 9:46 (夜間)
PM 6:33 (日没時)	PM 3:33 (日中)	AM 7:43 (朝方)

標準時を早めた際の影響 メリット

- 朝方の時間を有効活用することでエネルギー消費量の低減効果も見込まれる。災後社会の今こそ必要な変更であるといえる。
- サマータイムと違い、標準時変更は時計を合わせる作業が一度で済む。いきなり2時間の時間を進めるのが困難なら、1時間ずつ漸進的に変化させることも考える。
- 夕方以降も明るいので、アフターファイブ後も屋外のスポーツを楽しむことが出来る。オリンピックとの相乗効果も考えられる。

平成 25 年 5 月 22 日

規制改革会議議長

岡 素之

規制改革会議の活動報告(5月－②)

1. 最優先案件(保育)

保育に関する当会議と厚生労働省との協議過程で、社会福祉法人の経営情報の公開に関する意見交換を行った結果、5月15日開催の第9回本会議において、厚生労働省より、当会議の要請に沿った形の回答を得た。⇒ 別紙①

2. 当会議としての答申

- 1) 現在、4つのワーキング・グループ(健康・医療、エネルギー・環境、雇用、創業等)において、それぞれの優先検討項目について、国際先端テストの効果的活用も図りながら、5月下旬から6月上旬を目処の取りまとめに向け、関係各省との協議を重ねている。
- 2) 上記と並行して、当会議全体の答申については、6月中旬に政府が打ち出す「成長戦略」、「骨太方針」への盛り込みを視野に入れ、6月上旬までに取りまとめるべく、5月15日開催の第9回本会議で具体的な審議に着手した。

3. 規制改革ホットラインの受け付け状況

⇒ 別紙② (5月15日開催第9回本会議における事務局報告)

4. 農業分野への取組について

当会議における農業分野への取組については、産業競争力会議における議論、並びに政府の方針・政策の方向づけを見守りつつ、しかるべき時機が到来した段階でしっかり対応することとしてきた。

ここに来ての産業競争力会議の議論の進展に加え、総理を含めた閣僚メンバーで構成される「農林水産業・地域の活力創造本部」が設置される運びとなったことも踏まえ、5月15日開催の本会議において、農業を取り上げることを決定した。

以 上

社会福祉法人の経営情報の公開に関する回答

平成25年5月15日
厚生労働省社会・援護局

- 1 現在、社会福祉法人の財務諸表については、法律上、サービス利用を希望する者から要請があった場合に閲覧させなければならないよう、規定しているほか、通知上、広報誌やインターネットを活用すること等により自主的に公表することが望ましいとしている。
- 2 平成24年度分の財務諸表については、更に一歩進めて、広報誌やインターネット等により一般に公表するよう、法人の所轄庁（国及び地方自治体）を通じて各法人に対して周知するとともに、指導してまいりたい。
- 3 併せて、所轄庁等のホームページ等でも、所管する社会福祉法人の平成24年度分の財務諸表が閲覧できるようにするよう、所轄庁に対して、協力を要請してまいりたい。
- 4 また、「2」及び「3」の取組状況を調査の上、その結果を平成25年9月末までに報告する。
- 5 その上で、すべての社会福祉法人について、平成25年度分以降の財務諸表の公表を行う。公表がより効果的に行われるための具体的な方策について、平成25年中に結論を得る。

規制改革ホットラインの受付状況について

1. 受付件数

規制改革ホットラインの受付件数については、平成25年3月22日の受付開始後、5月13日までに702件の提案をいただいている。

このうち、4月19日までに受け付けた596件について、規制改革推進室において内容の確認・精査を行い、5月2日に所管省庁に対し368件の検討要請を行ったところである。

2. 提案内容

所管省庁に対し検討要請を行った提案の内訳は、以下のとおりである。

・金融・証券・保険関係	120件	・交通関係	19件
・エネルギー・環境関係	43件	・法務関係	19件
・社会保障関係	27件	・雇用・労働関係	14件
・建築・土木関係	25件	・情報通信関係	14件
・健康・医療関係	23件	・その他	45件
・経済・産業関係	19件		

3. 今後の流れ

所管省庁からの回答については、適宜「規制改革会議」（必要に応じてワーキンググループ）に報告する。このうち、更に精査・検討を要すると認められるものについては、必要に応じ「規制改革会議」（必要に応じてワーキンググループ）において対応する。

また、4月20日以降に受け付けた提案についても、内容の確認・精査を行った後、概ね2週間ごとに所管省庁に対し検討要請を行っていくこととしている。